

平成23年5月第32回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成23年5月25日第32回互理町議会臨時会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄 2 番 熊澤 勇

3 番 鞠子 幸則 4 番 相澤 久美子

5 番 渡邊 健一 6 番 高野 孝一

7 番 宍戸 秀正 8 番 安藤 美重子

9 番 鈴木 高行 10番 平間 竹夫

11番 佐藤 アヤ 12番 佐藤 實

13番 山本 久人 14番 熊田 芳子

15番 安田 重行 16番 永浜 紀次

17番 高野 進 18番 島田 金一

19番 安細 隆之 20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員 (0 名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税 務 課 長	日 下 初 夫	町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わたり温泉 鳥の海所長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

行政報告

- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（災害等廃棄物処理の事務の委託）
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度亶理町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 12 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 13 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度亶理町一般会計予算）
- 日程第 14 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度亶理町国民健康保険特別会計予算）
- 日程第 15 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算）
- 日程第 16 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度亶理町公共下水道事業特別会計予算）

- 日程第17 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亙理町土地取得特別会計予算）
- 日程第18 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亙理町介護保険特別会計予算）
- 日程第19 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算）
- 日程第20 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算）
- 日程第21 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算）
- 日程第22 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亙理町水道事業会計予算）
- 日程第23 議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 亙理町医設置条例を廃止する条例
- 日程第25 議案第25号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第26号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第27号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第28号 亙理町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第29号 教育委員会委員の任命について
- 日程第30 報告第3号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第31 大震災復興支援特別委員会の設置について

午前9時57分 開会

議長（岩佐信一君） 会議が始まる前に、議員各位、また傍聴者の皆さんにご連絡をいたします。

本日の会議は、広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し出がありましたので許可しております。ご了承願います。

これより平成23年5月第32回亙理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番小野一雄議員、2番熊澤勇議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

一つ、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

二つ、町長提出議案についてであります。町長から、承認案19件、条例案3件、補正予算案3件、その他2件の合計27件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（岩佐信一君） 次に、行政報告を行います。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、行政報告を行います。

本日ここに、第32回亙理町議会臨時会が開会されるに当たり、行政報告を申し上げます。

去る3月11日発生の東日本大震災は、これまでだれもが経験したことのない未曾有の災害であり、一瞬にして多くの人命と財産を奪い取られてしまいました。お亡くなりになりました方々に深く弔意を表するとともに、被災された方々にもお見舞い申し上げます。

現段階、5月23日現在でございますけれども、被害状況を申し上げますと、死亡者数が254人、行方不明者が15人、負傷者数が44人、火災件数が2件となっております。また、家屋等の被害状況ですが、全壊が2,050棟、大規模半壊が160棟、半壊が383棟、一部損壊114棟、浸水面積が約35平方キロに及び、亙理町の47.8%が津波の影響を受けたこととなります。さらに農地では、水田が1,826ヘクタール、畑が299ヘクタールの塩害被害を受けております。本町特産のイチゴが壊滅的な打撃を受けました。そして、水産関係では、荒浜漁港に係留されている漁船84隻のうち82隻が流され、現在その引き揚げ作業に県漁協亙理支所で全力で行っている状況であります。

次に、自衛隊及び消防隊の支援活動ですが、自衛隊につきましては滋賀県を拠点とする第10師団第10戦車大隊が3月13日から本町に入り、延べ9,505人の行方不明者の捜索並びに瓦れき撤去、さらには炊き出し等生活支援に尽力していただいたところであります。なお、第10師団については5月23日をもって帰隊し、引き続き東北方面特科隊第130特科大隊が5月24日から活動し、支援を受けております。

また、消防隊につきましては、被災日以降、いち早く愛知県隊を組織していただき、延べ2,309人の隊員に行方不明者の捜索を実施していただいたところであります。なお、愛知県隊につきましては、4月24日をもって終了しております。

次に、避難所と仮設住宅について申し上げます。

現在避難所は、亙理小学校、亙理中学校、亙理高等学校、吉田小学校、逢隈小学

校の5カ所で、仮設住宅の入居とともに減ってきておりますが、いまだ850人が利用しています。仮設住宅の設置は順調に進んでおり、5月22日の日曜日までには402戸が入居できる状態であります。6月下旬までには、希望者全員が入居できるものと思っております。

瓦れきの撤去については、自衛隊と業者をお願いしていますが、重機210台、ダンプ165台を投入し、スピードアップを図ってまいりたいと思っております。特に今まで入っていなかった農地にも拡大してまいります。

このような状況の中、町では3月11日に災害対策本部を立ち上げ、一時避難者の救護並びに物資、食料の供給に努め現在に至っております。また、4月26日に亘理町震災復興本部を立ち上げ、現在4回ほど打ち合わせを行っているところであります。さらに、今議会に課設置条例としてご提案申し上げておりますが、6月1日を目途に震災復興推進課を立ち上げるとともに、あわせて、仮称でありますけれども、震災復興会議を立ち上げ、復興計画の策定や進行管理を審議していただきたいと思っております。

今回の災害は、冒頭でも申し上げましたとおり想像を絶する大災害になりました。亘理町の復興は、多くの時間と財源が必要となってまいります。国、県各方面の指導、支援を受けながら亘理町民一丸となって復興を推進してまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご支援をお願い申し上げまして行政報告いたします。以上。

議長（岩佐信一君） 行政報告が終わりました。

日程第3 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第32回亘理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案7件、承認19件及び報告1

件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

それでは、各議案について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例）については、今回の3月11日に発生した東日本大震災に伴い、消防団員の皆様には、捜索活動の支援などを初めとするさまざまな対応を迅速に行っていただき、感謝にたえないところであります。

今回の震災だけでなく、今後も同様の体制をとっていただく必要があることから、第12条の費用弁償に、長期にわたる災害防除、警戒、捜索の場合に1回につき3,500円支給するものと、団員本人が被災しながらも同様の活動を行っていただいた場合には、1回につき5,000円を支給するものを追加したものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例の一部を改正する条例）については、3月11日に発生した東日本大震災に伴い、軽自動車税の賦課期日及び納期を変更するため関係条文を整備したものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）についても、3月11日に発生した東日本大震災に伴い、町税の納期を変更するため関係条文を整備したものであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（災害等廃棄物処理の事務の委託）については、今回の東日本大震災による瓦れき等廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うため宮城県に委託したものであります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例）については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金支給額42万円を恒久化したものであります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、地方税法の一部改正について、基礎課税額の限度額を51万円、後期高齢者支援金等課税額限度額を14万円に、介護納付金課税額限度額を12万円にそれぞれ改正するものと、今回の災害により国民健康保険税の納期を変更するための関係条文を整備したものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明を申し上げます。

承認第7号 平成22年度亶理町一般会計補正予算（第8号）については、平成23

年3月11日に発生した東日本大震災に係る災害救助費など補正予算の必要が生じたこと、また震災の影響などから翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことなどから、その繰越明許費の補正をあわせて、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,430万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億927万8,000円としたものであります。

承認第8号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）については、わたり温泉鳥の海が東日本大震災により大きな被害を受け、利用収入の減額などの補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,459万8,000円としたものであります。

承認第9号 平成22年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）についても、東日本大震災により、宮城県仙南・仙塩広域水道断水の応急給水活動及び被災した町内水道施設の応急復旧のため補正予算の必要が生じたことから、予算第3条に定めた収益的支出の事業費に2,420万8,000円を増額補正し、総額を8億3,125万2,000円とするものであります。

承認第10号 平成23年度亘理町一般会計予算から承認第19号 平成23年度亘理町水道事業会計予算までの承認案件10件については、平成23年第31回亘理町議会3月定例会に上程させていただいたものになりますが、3月11日の東日本大震災の発生により、被災された方々の人命救助等を第一に取り組まなければならなかったことから、やむを得ず3月31日付で専決処分とさせていただいたものであります。

以上、ご説明を申し上げます19件の承認案件について、甚大な被害をもたらした東日本大震災の影響や、年度末にあたり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

続いて議案関係についてご説明を申し上げます。

議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、災害援護資金の償還期間及び利子等の緩和を行うために改正を行うものであります。

議案第24号 亘理町医設置条例を廃止する条例については、現在町医の職務につ

いては社団法人亙理郡医師会に委託し実施しているため、本条例に基づく町医の名称で委託をする業務がなくなったことから本条例を廃止するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第25号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億9,452万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,752万3,000円とし、あわせて地方債の追加及び一時借入金の変更を行うものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

東日本大震災に関連する予算については、今のところ国の動きが不透明な部分もあり、今後においても必要に応じ補正予算を組んで対応していくことになると思われませんが、今回の補正予算については、東日本大震災に関連する当面必要となる予算を計上したものであります。

2款総務費につきましては、震災において甚大な被害を受けた本町の復興に関し、広く有識者の専門的意見を聞く亙理町震災復興会議の設置に要する費用等として56万円を増額補正するものと、今回の地震により使用できなくなった役場本庁舎に係る仮設庁舎のプレハブリース料などの庁舎管理経費として3,280万5,000円、電算システムネットワーク構築費用として297万5,000円を増額補正するものがその主なものであります。

3款民生費につきましては、東日本大震災で被災した吉田児童クラブ、吉田・荒浜保育所の管理運営に要する経費として1,882万5,000円を増額補正するほか、被災された方々の援護に要する経費を災害救助経費として16億3,942万6,000円増額補正するものであります。災害救助経費の主なものについては、災害弔慰金10億3,000万円、災害障害見舞金1,875万円、住宅応急修理委託料3億6,400万円、災害援護資金8,000万円、そして避難所運営及び炊き出しなどの経費等7,734万3,000円となっております。

8款土木費については、県で施工しておる仮設住宅において、規定以上の手すり、スロープ等を設置する場合は町単独事業となりますが、入居者の要望にこたえるため住宅管理経費として580万円を増額補正するものであります。

9款消防費につきましては、役場本庁舎に設置してある防災行政無線施設、県防災行政無線施設、県震度情報システム設備などの移設費として2,600万円を増額補

正するものが主なものであります。

10款教育費につきましては、避難所などから逢隈小学校（荒浜小学校）、そして吉田中学校（長瀬小学校）に通う荒浜・長瀬小学校児童のためのスクールバス経費として360万円を増額補正するもののほか、津波により流出し使用できなくなった備品、消耗品等の購入のため、小学校施設管理経費として743万6,000円、中学校施設管理経費として498万3,000円をそれぞれ増額補正するものが主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、震災により被害を受けた保健体育施設の災害復旧工事費として57万1,000円、小中学校の災害復旧工事費として669万7,000円を増額補正するもの、さらには津波により流された災害瓦れきの撤去委託料等として34億4,420万4,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

13款国庫支出金につきましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る経費の2分の1に当たる5億2,437万5,000円を民生費国庫負担金として増額補正するものに加え、小中学校等の災害復旧費の3分の2に当たる470万6,000円を災害復旧費負担金として増額補正するものであります。また、災害廃棄物の撤去に要する費用の90%を災害廃棄物処理費補助金として31億50万1,000円増額補正するほか、役場仮設庁舎設置についても、設置費の3分の2に当たる4,118万6,000円を庁舎等災害復旧費補助金として増額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金それぞれの4分の1を災害弔慰金負担金として2億5,750万円、災害障害見舞金として468万7,000円増額補正するもののほか、災害援護資金の財源として災害援護資金負担金8,000万円を増額補正するものであります。県委託金につきましては、災害救助法に該当する経費について4億5,293万7,000円を増額補正するものであります。

16款寄附金については、全国の方々から今回の震災に係る災害復興寄附金として3,340万1,000円をちょうだいしたほか、ふるさと納税などとして23万円ご寄附をちょうだいたしました。衷心より御礼申し上げます。

9款地方交付税については、今回の補正の調整財源として、1億8,393万円を特別交付税として増額補正するものであります。

次に、地方債の追加につきましては、小中学校等の復旧費、災害廃棄物の処理費、

公共施設等の災害復旧費の財源として、総額 3 億 6,690 万円を災害復旧事業債として借り入れするものであります。

一時借入金の変更につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を 5 億円から 20 億円に変更するものであります。

議案第 26 号 平成 23 年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 2,530 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 492 万 9,000 円とするものであります。今回の補正は、東日本大震災の影響から当初予定しました交付金事業を取りやめ、下水道の災害復旧に係る設計委託料等を新たに予算計上するものがその主なものであります。

議案第 27 号 平成 23 年度亙理町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、予算第 3 条に定めた収益的支出に 1,932 万円を追加し、総額を 8 億 3,233 万 8,000 円とするものであります。今回の補正は、東日本大震災により被災した水道施設の応急復旧費用及び 4 月 7 日の余震により宮城県仙南・仙塩広域水道が断水したための応急給水活動費用がその主なものであります。

議案第 28 号 亙理町課設置条例の一部を改正する条例については、東日本大震災からの復興を推進し、震災復興の総括、企画立案、調整機能を行う「震災復興推進課」を設置するため改正を行うものであります。

それでは、議案第 29 号についてご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、次の者を教育委員会委員に任命したいと存じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めることについてご提案申し上げます。

住所については、亙理町逢隈牛袋字西河原 60 番地 3、氏名は佐藤正行、生年月日は昭和 24 年 12 月 14 日（61 歳）でございます。

経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和 48 年 3 月に宮城教育大学教育学部小学校教員養成課程を卒業され、同年 4 月に勤務されてから 37 年間にわたり小学校の教諭、そして教頭及び校長として児童教育の向上や児童の安全、保護、健康面の管理などに力を発揮された方でございます。また、全国喘息教育研究推進委員として、喘息で苦しむ児童が安全で快適に学校生活を送られるように調査研究を行うことや、学習指導要領作成審議会専門委員として、

時代の進展に対応した教育内容の充実を図るための専門委員として鋭意努力された方であります。そして、退職後も豊富な知識と経験を買われ、名取市立本郷幼稚園の園長として平成22年4月から現在まで勤務され、児童福祉行政に力を発揮されている方でございます。

長年にわたり培われた豊富な経験と知識が今後も必要であり、熟慮した結果、高潔な人格の方である佐藤正行氏が最適任であり、本町教育行政の進展に有用であると考え、教育委員会委員として任命したいのでご提案申し上げさせていただきます。議員各位の同意方よろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告については、亘理町役場職員駐車場で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成23年4月20日専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上の提出議案であります。慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日、亘理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書を読み上げます。

亘理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第

179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月31日、亘理町長。

3ページが内容でございます。

亘理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。読み上げます。

亘理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次の2号を加える。

5号 長期間にわたる災害防除、警戒、捜索の場合、1回につき3,500円。

6号 被災した団員が、その災害の防除、警戒、捜索を長期間にわたり行った場合、1回につき5,000円。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の亘理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて及び
日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについての以上2件は、関
連がありますので一括議題といたします。

承認第2号及び第3号について、当局から提案理由の説明を求めます。税務課
長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第2号について説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成23年4月1日、亶理町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規
定により、その承認を求めるものでございます。

5ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、軽自動車税の納
期の変更を行うべく、亶理町町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を
招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をするものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

亶理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については、別紙の新旧対照表の2ページにより説明を申し上げま
す。

今回の改正は、軽自動車税の納期の特例条項を加える改正でございます。第83条
は、軽自動車税の賦課期日及び納期を規定しております。第2項では、軽自動車
税の納期は、5月16日から同月31日までとする。このような規定になっておるわ
けでございます。今回の大震災により、通常5月15日に発送している軽自動車税
の納税通知書については発送できないため、新たに3項として「町長は、特別の
事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規
定にかかわらず、別に納期を定めることができる」。この規定を加える改正でご
ざいます。

議案書の6ページに戻りまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行
する。

以上でございます。

続きまして、承認第3号について説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成23年3月31日、町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

8ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、合算町税の納期の変更を行うべく、町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については、別紙の新旧対照表の3ページにより説明を申し上げます。

今回の改正は、合算町税の納期の特例条項を加える改正でございます。第3条では、合算町税の納期を6月期から翌年3月期までの10回に定めております。今回の大震災により、3月期の納期を3月31日から5月31日に2カ月間延長しております。また、通常6月15日に発送している合算町税の納税通知書については発送できない状況にあるため、新たに2項として「町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる」。この規定を加える改正でございます。

議案書の9ページに戻ります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行

います。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 町税条例の改正について関連しますけれども、町税条例第51条町民税の減免ですが、これはどういう規定になっていますか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） ただいま質問がありました町税条例第51条は、これは町民税の減免ということであっております。その中で、こういう方は減免をするということがあります。生活保護法の規定による保護を受けた方、そしてまた生活が著しく困難になった方、また今回関連があります天災その他の災害を受けた者、こういう方は町民税の減免ということがあられるわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 同じく第71条です。固定資産税の減免ですが、これはどういう規定になっていますか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） これも固定資産税の減免に当たりまして、先ほどの町民税の減免と大体同じようなことがあるわけございまして、中身につきましては、やはり貧困に困り生活の扶助を受けている方の所有する固定資産税とか、また今回町の全部、または一部にわたる災害、または天候の不順によりと、このようなことの価値を失った固定資産と、このような方が規定があるわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） それを踏まえて、今後どのように町民の皆さんに周知徹底する考えですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回このような大災害でございますので、新たに減免の特例減免条例、これを制定する考えでございます。その中身につきましては、町民税、そして固定資産税、都市計画税も含むわけでございますが、そして国民健康保険税と、この三つについて特例条例を制定する考えでございます。そして、時期につきましては、来月の定例議会においてご提案を申し上げたいと、このように考えておるわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 聞き漏らしなら申しわけないのですが、特別の事情がある場合、別に納期を定めるとなっておりますが、今考えられるのは納期はいつごろとお考えでしょうか。お伺いします。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回の大災害において、このような特別の事情ということでつけ加えさせていただいたわけでございます。軽自動車税につきましては、8月中、8月の納付で考えております。それで、納期につきましては10月の末と。これは県税、いわゆる普通自動車、これと同じ扱いと、このように考えております。そしてまた合算町税、町民税、固定資産税、都市計画税につきましても8月に、このように考えておるわけでございます。

ふだんであれば、10回に分けて納めていただくということになりますが、今回はあくまでも納期は3月31日と、このように決まっておるわけでございますので、10回から8回と2回減ると、このような形になるかと思うわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほどは軽自動車税ということで、8月中に納付の割賦を送付して10月末までに納付していただくと、そういうことですね。（「はい」の声あり）確認。

それで、承認の3号までちょっと答弁されましたので、続けていきます。これは合算町税。8月に割賦を送って、10月から納期ということではないのですか。

議長（岩佐信一君） 3号議案ですか、今の。

17番（高野 進君） いや、さっき3号議案までちょっと説明されたものだから、追いかけて言いました。3号のときでしたら3号でお話しします。以上。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 大変失礼しました。軽自動車税ということで、関連しました合算町税まで触れてしまったのですけれども、合算町税につきましても、やはり8月に発送して、8月分は8月の末ということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） この課税するのはいいのですけれども、算定基準として都市計画税、あるいは町民税ということで、どの時点に算定基準を持っていくつもりなの

か、課税基準ということで。1月1日は当然だろうけれども、はっきりしているのは、そういう建物がないと。土地の評価もどのように評価するのか。これは今後の課題として、ないものに課税することはできないし、それらも含めてお尋ねします。3月11日にはなくなっている。そのように建っていない建物の土地だって、ちょっとまともな評価はできない。そういうものにどのような課税評価をするのか、その辺検討していますか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 確かに、1月1日現在は建物があったわけでございます。固定資産税については、1月1日現在の所有者に課税と、これは地方税法で決まっておるわけでございます。しかし、今回の災害で建物がない、または傷んでいる、損傷していると損害があるわけでございます。そういう方につきまして、まず固定資産税については、国の方で今回の災害特例法が施行されるわけでございます。これに基づきまして、地方税法、そしてまた町税条例の改正もござります。これもまた来月の定例会にご提案申し上げたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほどお答えもあったわけですが、特別の事情がある場合というこ

とで別に納期を定めるということですが、先ほどの返事では8月から納付していただく。従来は10回だったのですが、今回は3月31日までとなりますと8回です。ここで伺います。今までと同じ金額であれば、10回よりも8回の方が非常に負担感が多くなるということは、これは事実ですね。さて、5月末まで延ばせないものかどうか、これが一つ伺いです。10回ね。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） お答えを申し上げます。確かに、これまでの10回から8回という形で、1回に納める額がふえると、これは事実でございます。それで、これを出納閉鎖の5月までと。これは、規定ではできないわけでございます。それで、なかなか納税の難しい方が何人かいると思います。そういう方につきましては、納税の猶予、この制度を活用して対応したいと、このように考えております。以上でございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 私は、逆の考えなのです。本来であれば、6月の末に町の方の通帳に財源である町税が納付されるわけですがけれども、これですと2カ月間財源が全く入ってこなくなるわけです。ですから、一応暫定の、21年度の金額を参考に暫定で2カ月間支払ってもらおうと。そして、残りの8カ月の時点で大体22年度の所得税なりが確定するわけですから、その残りの8カ月で調整して納付していただくというふうな考えもあるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 住民税というのは、前年の所得を持つてくるわけでございます。平成23年であれば、平成22年中ということになるわけございまして、21年の所得を使って暫定賦課というふうなことでございますけれども、今のところはそのような規程はございません。よって、やはり他の町村でも納期、賦課を2カ月、1カ月ぐらいおくれて賦課しているような状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決を終了いたします。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成23年4月15日、亘理町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務を委託する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次ページをごらんください。

専決処分書。平成23年3月11日に発生した災害に伴う災害等廃棄物処理の事務について、別紙規約により宮城県に委託する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

次のページ、12ページの規約を読み上げます。

亘理町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約。

第1条 災害等廃棄物処理の事務の委託。地方自治法第252条の14第1項の規定により、亘理町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった

廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

第2条 委託事務の範囲。前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

第3条 委託事務の管理及び執行の方法等。委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

第2項 委託事務の管理及び執行によって生ずる収益は、宮城県の収入とする。

第4条 委託事務に要する経費の負担等。委託事務に要する経費は、亶理町が負担する。

第2項 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、亶理町と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積もりに関する書類を亶理町長に送付するものとする。

第5条 補則。宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに亶理町長に通知するものとする。

第2項 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、亶理町と宮城県とが協議して定める。

附則。この規約は、平成23年4月15日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 第2条、委託事務の範囲なのですが、その前に平成23年東北地方太平洋沖地震となっているのですが、今は東日本大震災となっておりますので、これではそれに統一した方がいいのではないかと。

それはそれとして、質問したいのは災害廃棄物の範囲なのですが、全員協議会でも話をしましたけれども、いわゆるイチゴ畑のところに、多分これから処理するであろう瓦れきなど、これはこの処理事務に該当するのかもしれないのか、それをまず述べてください。

議 長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） ただいま鞠子議員さんがおっしゃったこと全部、宮城県に委託できるものでございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 第4条ですが、委託事務に要する経費の負担ですね。これは、事務の負担割合は、国が幾らで、県が幾らで、町が幾らでというのはどうなっているのですか。

議 長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） これは、亶理町に全部お金が入ってきまして、それから業者さんとの契約により町が支払うことになります。また、県に委託した場合は、県から請求書が来まして町の方で支払うことになります。国の方についてはまだよくわかりませんが、県の方との契約はそうようになっております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 企画財政課長が担当だと思うのですがけれども、予算と関連しますけれども、災害廃棄物の負担の割合は国の補助金が90%なのです。そうすると、起債が10%なのです。こういう大規模な大震災なので、本来であれば国が100%補助金を出すというのが私は本来のあり方だと思うのです。その点はいかがですか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまの鞠子議員さんのおっしゃるとおり、本来なら、こういうふうな未曾有の災害ということでございますので、国が全額負担すべきではないかなというふうに考えております。ただ、議員さんがおっしゃるように、今財務省の方での我々の方の指示は、9割が国の補助金でやりますよと。残りの1割に関して、10%は災害復興債を借りていただきたいという指示でございます。災害復興債については、償還については、普通地方交付税の方で翌年度からの償還については見ますよというふうな指示でございますので、今後についてもやはり100%に近い補助がいただけるように、国の方に根強く要望していきたいというふうに考えています。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） この鞠子さんがやった2条の件になりますが、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の項目が2条になります。その中で、亶理町はいち早

く分別を実行しまして進んでいる地域だと思っておりますが、この処分の方法ですが、焼却処分、そういうふうな形になると思っておりますが、県の計画、いろいろ新聞に載っていますが、今どのように進んでいますか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 県の方では、第二次の方の集積場所において、当初は約95トンの焼却施設を3基用意して2市2町の分を処分するという計画で、この4月15日の段階ではそのようなふうになっておりました。でも、現在はなかなか進んでおりませんで、何かその話が国の方に委託しようと県の方ではお願いしているようでございます。ですから、今のところ未定という感じでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに。島田金一議員。

18番（島田金一君） 今のところで未定という形ですが、一応計画では3年で処分するという形を国も打ち出しているようでございますが、そうするとまたうんと時間が延びると。そういう瓦れきの中で私たちは生活するとなると、復興の意欲が出ないということになりますので、ぜひ町長を初め執行部の方で焼却処分のスピーディーと、それから二次保管場所、山元町と新聞情報であります、その辺もいろいろ検討しまして、一番最適な場所で、最高の処理能力ができるような場所でやった方が私はいいと思っておりますが、その点の方の方向性とかの上ではまだ出ていませんか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） ただいまのお話のとおり、現時点では県の方で3年以内というふうなことでの二次処理を考えているようでございます。しかし、今ご指摘あったように、3年も待てないということは当然被災された方のお気持ちとして皆さん同じ考えでいるかと思えます。その中で、県の方でなかなか現在動いていないというようなことで、今後町の方で、2市2町で二次処理をするのではなくて、果たして町の方で単独で二次処理ができるかどうか、その辺については検討していきたいと考えております。それで、できるだけ早く瓦れきの撤去を、すべてできるだけ早く完了させたいということで考えております。以上です。

議長（岩佐真一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） この瓦れきの撤去が、今の話ですと3年もかかるというような話なのですが、なかなか生活圏の部分の瓦れきの撤去の部分と、生産に結びつく、い

わゆる農地の部分とか、漁港を含めて瓦れきの撤去が一番問題だと思うのですが、特に農地の瓦れきの撤去については、今の段階で、これから始まろうとしているわけですが、今の流れからいくとほとんど最後の方の処分なのかなというふうな状況と私は考えるのですが、その辺はどうなのでしょう。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 瓦れきの撤去なのですけれども、4月18日から宅地内の瓦れきの撤去をスタートしています。それで、これまで約500件近くの宅地内の民地の撤去が完了しています。1カ月ちょっとでこれぐらい進んでいるので、宅地の方についてはかなり早く撤去できるのかなと考えております。

それで、農地なのですけれども、農地につきましては自衛隊の協力をいただいて、自衛隊とあと建設業者の両方で一緒になっての瓦れきの撤去を今月の16日からスタートしています。それで、吉田の方の吉田浜と野地地区の間の県道の相馬亘理線沿いの、特に西側付近あたりですね、あの付近はかなり農地の方の瓦れきの撤去は進んでおります。そこからどンドン北の方に向かってきております。それと、荒浜地区については、横山囲いですね。荒浜中学校の北・東側の農地なのですが、その部分についてはほぼ終わっているということで、今中学校の北・西の部分の瓦れきの撤去を進めております。

それで、1週間ちょっと過ぎたわけなのですけれども、農地の場合は撤去するのにほとんど支障がないというようなことで、かなりスピードアップしています。今後、逢隈地区、高須賀地区、それから蕨の方、向こうの方も塩害の被害があって、ごみなんかかなりあります。榎袋地区の方まであります。そちらの方にも向かって進めていきたいということで考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 当然その瓦れきの撤去の農地の方については、農業者から見れば、ことし塩害ということで1年は最低限休むわけですが、瓦れきの撤去を早目にしながら、そして除塩をやって米づくりをしていかないと、もう農地そのものはもちろんなのですが、今高齢者の中で農業が進んでいるわけですが、ほとんどやる気の部分がなくなってしまう可能性があるのかなと考えるのですね。特に農業者については、一作つくらないだけでも大変な精神的な苦痛をこうむるわけですから、ぜひ重機を、決して多いとは思えないのですね。もう少しふ

やしなから早目の撤去をお願いしたいと、その辺はどうでしょうか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 重機の台数が少ないというお話なのですが、震災当初、3月14日から瓦れきの除去からスタートしたのですが、3月31日現在では重機が54台入っています。それで、1カ月後の4月30日には92台、そして5月23日現在では210台入っております。それから、今現在さらに20台を追加したいということ考えております。

それで重機なのですが、特に吉田浜方面、あそこが県道の吉田浜山元線の道路が狭くて、ダンプ同士がすれ違えないのです。それで、片方から行ってしまうと、例えばロクベイ海岸の方に瓦れき置き場があるのですが、持っていくと、今度瓦れきを置いて戻ってくる車が5台から10台ぐらい並んでいる状態なのです。かなり作業効率が悪いのですよ。それで、今現在吉田浜の方では、大畑浜の方にお下がり道というのがあるのですが、そちらの方に回っていただいて、そういう渋滞を解消しようかというふうな方法も現在とっております。それと、大畑浜についても一部道路の狭い区間があって、ぐるぐる回るような形でやっているのですが、これについても渋滞が発生する場合もあるというふうなことで、一気にちょっとふやせない状況なのです。その辺もちょっとご理解いただきたいということです。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 第5条でございます。これは全体的にですけれども、委託事務の管理及び条例等の制定、改廃でございますが、廃止したときは直ちに互理町長に通知と。「廃止したときは」というのは事後になると私は思うのです。「廃止する場合に事前に協議」ではないかと思えます。いろんなところに協議とあるのですが、これは通知するということが一方的ではないかなと思うのですが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） この第5条の「通知する」というのは、全部が終わったことだと思っております。全部仕事が終わって、最後にもうこの規約は必要でないというときのことだと私は思っております。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することにいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。休憩。

午前11時14分 休憩

午前11時23分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成23年3月31日、亘理町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

それでは、次ページ、専決処分書を読み上げさせていただきます。

専決処分書。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、出産一時金において、引用する政令が改められたことにより、亶理町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

それでは、条例の内容でございます。

亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「38万円」を「42万円」に改めるという内容でございますが、この改正につきましては、もともと本法の方で38万円を出産育児一時金ということで支給しておりましたが、附則の方で4万円を上乗せをするということで合計で42万円の支給をしておりました。それで、このたび法の改正に伴いまして、附則ではなく本法そのもので現在支給しております42万円に改めるというふうな内容のものでございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日でございます。

第2号 適用区分。この条例による改正後の亶理町国民健康保険条例第5条第1項の規定は、施行日以後の出産育児一時金から適用し、施行日前の出産育児一時金については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求め

ることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第6号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成23年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分書を朗読させていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、国民健康保険税において、引用する政令が改められたこと、また平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、国民健康保険税の納期の変更を行うべく、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

それでは、次ページの改正条例をご説明申し上げます。

亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

この内容につきましては、それぞれ医療分が50万円から51万円に、後期高齢者支援金の分が13万円から14万円に、同じく介護納付金につきましては10万円から12万円に、それぞれ限度額が引き上げされる内容でございます。

第12条に次の1項を加える。

第3号 町長は、特別の事情がある場合において、前2項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

この内容につきましては、先ほど税務課長の説明があったのと同じ内容でございます。22年度分につきましては、3月期の納期を3月31日から5月31日まで2カ月間引き延ばすというふうな内容と、それから23年度分につきましては、6月に暫定賦課というふうなことを行っておりましたが、それが難しいということで、7月から翌年の3月までの納期でお願いするというふうな内容を考えてございます。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改めるというふうな内容でございますが、これは先ほどご説明申し上げました、それぞれ医療分、後期高齢者支援金、介護納付金分の限度額が引き上げられたことに伴いまして、減額の分の限度額も同様に引き上げられたというふうな内容でございます。

附則でございますが、1号 施行期日。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第23条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。第2号 適用区分。改正後の亶理町国民健康保険税条例第2条及び第23条の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず1点目で、限度額が医療が50万から51万、後期高齢者支援金が13万から14万、介護納付金が10万から12万ですね。それぞれ対象者は何人いるか、わかれば教えてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） あくまでも22年度分で見えた場合というふうなことになりますけれども、医療分につきましては149人、後期高齢者支援分につきましては200人、介護納付金分につきましては109人というふうなことになってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 国民健康保険税条例では保険税の減免規定があつて、26条第1項第1号ですね。これは、災害のときにどういう規定になっていますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 税務課長が回答申し上げましたけれども、町税と同様に自然災害等があった場合につきましては、その割合に応じて減免をするというふうな規程になってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 所得と、それと損害の割合、それを組み合わせて全額免除か半額免除か、こうなっているのですね。それで、税務課長も若干説明しましたけれども、今後こういう減免規定、申請しなければ減免されませんからね。自動的に減免されるわけではないですから、申請しなければ減免されませんので、被保険者にどのように周知徹底するのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんおっしゃるとおり、これは申請での減免になってございます。それで、現時点で考えておりますのは、二段構えでの減免を考えております。と申しますのは、先ほど税務課長の方からご回答申し上げましたけれども、定例会の方で改正条例の方を新たに設けましてご提案申し上げたいと考えておりますけれども、そこの中にも取り込もうと思っておりますけれども、今回罹災証明を町の方で発行しております。そういったことで、その罹災証明で判断できる方については、こちらの方で申請があったものというふうな判断をさせていただきます。それとあわせまして、罹災証明の申請をされていない方もいらっしゃるかと思いますので、当然ながら受け付けもさせていただくというふうなことで、広報等で申請をされれば該当すれば減免になりますよというふうな広報と、また一方ではこちらの方で事務的に処理できる分については処理をいたしまして、7月1日から始まります医療費等の減免措置の方も含めまして、こちらの方から通知をおあげしたいと。そして、その通知の中に今回の減免の申請の書類等も含めてお送りするようになりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第10、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第12、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての以上3件は、関連がありますので一括議題といたしたいと思えます。

承認第7号から承認第9号について、当局から提案理由の説明を求めます。

まず、承認第7号について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日、平成22年度互理町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求める。

次のページをお願いします。

専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。平成22年度互理町一般会計補正予算（第8号）については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害救助費など補正予算の必要が生じたが、震災の影響から議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

内容についてご説明しますので、別冊の補正予算書の第8号の1ページをお開き

願います。

平成22年度亘理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

平成22年度亘理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,430万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億927万8,000円とする。

第2条 繰越明許費。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

次に、4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。款、項、事業名、金額というふうにご説明申し上げます。

民生費、災害復旧費、緊急生活支援金7,300万円。これについては、3万円、2万円の町単独の緊急の生活支援金の交付でございます。

次に、総務費、総務管理費、きめ細かな交付金事業。まちづくり協議会事務室改修事業ということで150万円。これについては、荒浜地区と吉田東部地区のまちづくり協議会の事務室改修事業でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、狭あい道路整備事業783万7,000円でございます。これは、野地地区内の狭あい道路の整備事業でございます。

土木費、都市計画費、（仮称）逢隈公園造成事業1,842万1,000円についても、逢隈地区の中泉地内の造成事業でございます。

教育費、小学校費、きめ細かな交付金事業。小学校のトイレ改修事業ということで130万円。これについても、荒浜小学校等々のトイレ改修事業でございます。

それから、教育費の社会教育費、きめ細かな交付金事業。中央公民館空調設備整備事業ということで、410万円の繰り越しでございます。

それから最後になりますが、教育費の社会教育費、住民生活に光をそそぐ交付金事業。図書館図書購入事業ということで、72万6,000円を繰り越しするものでございます。

次に、内容についてご説明を申し上げますので、最初に歳出からご説明申し上げますので、13、14ページをお開きいただきたいと思っております。

特に、前回の全員協議会でもご説明を申し上げておりますので、大事な部分で金

額の多いものだけをかいつまんでご説明させていただきます。

2 款の総務費 1 項12目基金管理費については、補正額はございませんが、本来だと庁舎建設基金に 3 月の定例議会で積み立てるということでやったわけですが、こういうふうな大災害ということでございまして、庁舎建設基金を 2 億 1,000 万円減額して、財政調整基金積立金ということで同額を積み立てる財源の組み替えでございます。

次に、3 款民生費 3 項 1 目災害救助費ということで、補正額が 2 億 2,605 万 3,000 円でございます。明細につきましては、ここの 14 ページの右側に掲載のとおりでございまして、特に報酬関係では 1,305 万円でございますが、避難所の巡回診療報酬ということで町内の医師会の先生方の報酬でございます。それから、交通安全指導員の報酬等でございます。3 節職員手当等については、3,890 万円は職員の時間外手当でございます。次に、9 節の旅費でございますけれども、これについては消防団員の費用弁償でございまして、1,691 万円でございます。それから、11 節の需用費については、消耗品費、燃料光熱水費、医薬材料費ということでここに記載のとおりの内容で、ほとんどが避難所、そして緊急時の燃料代等でございます。次に、13 節委託料ということでございますが、2,866 万 4,000 円。これは埋葬費関係ということで、230 人分の予算の計上でございます。14 節使用料及び賃借料ということで 300 万円。これについては、プレハブとトイレのリース料でございます。15 節工事請負費ということで、320 万 4,000 円について、それぞれ緊急に必要な工事を実施したということでの経費でございます。それから、18 節備品購入費、これについても 344 万 4,000 円でございますが、これは避難所用の備品関係の購入でございます。特に食器類とか食缶等の購入をしております。下にまいりまして 20 節の扶助費でございますが、緊急生活支援金ということで 7,300 万円。3 万円を交付した世帯が 2,000 世帯、2 万円が 650 世帯の予算となっております。

次のページ、15 ページをお願いしたいと思います。

11 款の災害復旧費の中で、11 款 2 項公共土木施設災害復旧費ということで、1 目公共土木施設災害復旧費ということで補正額が 5,736 万 3,000 円につきましては、右側の欄のほとんどが瓦れき等の撤去の委託料ということで委託料が 4,914 万円。上の需用費燃料光熱水費は、この瓦れき撤去に伴う重機関係の燃料費が 708 万 6,000 円。それから、工事請負費ということで、災害発生時の道路補修工事という

ことでの計上になっております。

次に、歳入をご説明申し上げますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入に関しましては、年度末ということで、事業費の確定に伴う補正というのが9ページ等の経費でございまして、2款の地方譲与税から7款の自動車取得税交付金については、これは確定額を計上させていただきましたので、内容については説明を省略させていただきます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目の地方交付税、補正額が1億759万5,000円の増額補正でございしますが、今回の震災に伴う特別交付税を財源としまして財源を充てたという内容でございします。本年度は当初で1億5,000万を予定したわけですが、なお多く入ってきておりますので、その額のある財源を今回補正したものでございします。

次に、16款の寄附金1項1目寄附金について、2,134万4,000円でございます。これは一般寄附ということで、東日本大震災の復興資金ということで、11件分、2,133万4,000円でございます。あともう一件は、一般寄附ということで、がん撲滅対策としてすみれ歌謡好友会からの1万円の寄附がございします。

11件の中で特に大きなところだけちょっと申し上げさせていただきますけれども、額にして大きいところだけで大変申しわけありませんけれども、ご紹介をさせていただきます。株式会社宇佐美鉱油さんから1,000万円、それから北海道の伊達市さんから500万円、それから佐藤工業株式会社さんから200万円、それから窪田電気さんから100万円、それから青森県の平川市さんから100万円、大きいところは以上でございます。

次に、17款の繰入金1項1目財政調整基金繰入金ということで、今回財源不足を補うために1億4,629万1,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございします。そういうことから、今回のこの繰り入れをすることによって財政調整基金の残高でございしますが、13億6,192万7,000円が財政調整基金の今回繰り入れたことによる最終残高でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第8号について、わたり温泉島の海所長の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成23年3月31日、平成22年度わたり温泉島の海特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次ページをお開きいただきます。

専決処分書を読み上げます。

専決処分書。平成22年度亘理町わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により利用収入が減少したことなどから補正予算の必要が生じたが、震災の影響から議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それでは、その内容につきまして、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成22年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,459万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出の方からご説明申し上げますが、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

なお、内容のご説明に入ります前に、この補正につきましては3月11日の震災によりまして、それ以降20日間でございますけれども22年度は、営業できなかったわけでございますので、その点の減額補正というふうなことでございますので、ご了解賜りたいと思っております。

まず、1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費の関係でございますけれども、1節報酬費以下、3節職員手当等、7節賃金、各節ごとに27節公課費までをすべて減額というふうなことでございますけれども、これらにつきましては前段でご説明申し上げました20日間の営業をできなかったための減額というふうなことで

ございまして、もちろん歳出につきましては、この分すべて減額せざるを得ないというふうなことでございます。

なお、委託料につきましても、この関係につきましても、その20日間の分の減額等も含まれておるといふふうなことでございまして、すべて減額総額が1,343万5,000円でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますけれども、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思うわけでございます

まず、1款1項1目宿泊料から、2目入浴休憩料、3目食事料、4目飲料収入、5目使用料収入につきましては、これにつきましてももちろんその20日間の収入が入らないための減額というふうなことでございます。

なお、2款1項1目財産貸付収入でございますけれども、これにつきましてはテナント料の、3月11日分までのテナント料はちょうだいいたしてございますけれども、それ以降の分のテナント料の減額となるわけでございます。

それから、3款1項1目基金繰入金でございますけれども、運営基金の方から200万円を繰り入れさせていただきたいというふうなことでございます。この関係につきましては、先ほど歳出の方でも減額を1,300万ほどさせていただきましたが、このままでいきますと、もちろん収入もございませんので、赤字決済というふうなことはできないというふうな判断に立ちまして、運営基金の方から200万を繰り入れさせていただきたいというふうなことでございます。

5款2項1目雑入の関係でございますけれども、48万円。この関係につきましては、ふれあい市場の方から22年度分の電気料というふうなことでちょうだいいたしておる関係の収入でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第9号について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、承認第9号についてご説明させていただきます。

専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成23年3月31日、平成22年度互理町水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

では、次ページをお開きください。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。平成22年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る復旧費用など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

それでは、水道事業会計の第4号の予算書の方をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きください。

平成22年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条 平成22年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出の方、1款1項営業費用、既決予定額7億1,568万2,000円に910万円を追加いたしまして、7億2,478万2,000円とするものでございます。第3項特別損失、既決予定額400万円に1,510万8,000円を追加し、1,910万8,000円とするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

この今回の補正については、災害により応急給水活動等の施設の分の補正を組んだものでございます。

1款1項1目原水及び浄水費で委託料で150万、これにつきましては田沢浄水場の運転管理の委託ですけれども、広域水道の方が断水したために稼働時間がふえたというふうなことで増補正しております。それから、2目の配水及び給水費、修繕費につきましては、漏水の修繕費を見ております。それから、材料費につきましては、漏水修理に伴う材料の出庫等でございます。それから、3項2目のその他の特別損失1,510万8,000円につきましては、給水活動の費用というふうなことで、水道業者の連絡協議会、それから民間の応援業者に対する人件費、それから機械借り上げ等の経費を見ておるところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。3番 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 14ページ、3款3項1目11節で、避難所の関係なのですけれども、現行の災害救助法上は、1人当たりの1日の食事、それから諸経費はどうなっていますか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 避難所関係は、食事、食費に関しては1日1,010円、それから諸経費ということで1人当たり1日300円というふうになっております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今の災害救助法上は、一般基準は今説明されたとおり、そのとおりなのですけれども、それは現状では十分なのか、それとも十分でないのか。どういうふうに思っていますか。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 被災の当初の段階では、ああ、この金額の単価が……（「金額が妥当なのかどうかだね」の声あり）今の段階においては非常に物資が豊富でございまして、その材料等についても各方面から物資が届いておりますので、今の段階ではもうこの単価であっても当然十分だと解釈しますけれども、被災当時の1週間なり10日間ぐらいは非常に物資もないような状況でございまして、町の持ち出しがあったり、そういうものもございました。そういうふうに考えますと、トータル的にはある程度納得できる金額かなというふうには思っております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 時間が3月から4月、5月となっていますので、時間が推移するに従って改善されていることは間違いありません。ですけれども、4月時点の調査の時点で、県の調査では90%の避難所で摂取カロリーが不足していると……。ああ、90%ではなく10%のところでは摂取カロリーが不足しているという調査があったのです。それで、いろんな皆さんの声なんかを出したことによって、これはまだ国で決まったわけではないのですけれども、特別基準ですね。特別基準というのは、一般基準を超えた分ですね。それらについては、食事については1,050円か

ら1,500円に、諸経費については300円から1,000円に引き上げる予定になっているというふうになっています。それについてどのように対応していきますか、今後。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） これにつきましては、ぜひそういうふうにしていただければ我々自治体も助かりますので、ぜひ引き上げの方をお願いしたいというふうに思います。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。（「もう一件」の声あり）3回していますので。（「わかりました」の声あり）19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 14ページなのですが、職員の手当なのですが、今回の大震災については、職員の方々も家族や、あるいは家をなくしたり、そういう中で大変な仕事をされたのかなと思って頭の下がる思いで見えていました。

その中で、今回の報酬、時間外手当の部分が3,890万ほどあるわけですがけれども、この件についていろんな他町村でもいろいろ話が出ているわけですがけれども、その時間外の手当の部分について、職員の方から辞退なり、あるいは執行部から町として辞退する、あるいは減額する要請等はあったのかなのか伺います。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 職員からの辞退といえますか、そういうものは特にございません。ただ、町の方針として、全員協議会でもお話ししましたとおり、基本的な我々職員のいわゆるとるべき姿ですね。それはこうあるべきでしょうということをお話しして理解をいただいたというふうなことでございますので、職員の方もすべてそういうふうな形で理解をしているものと思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特に今回の震災については、ご案内のように1,000年に一度というふうな状況の中で、多くの町民の方々が生命や財産を失って、そしてまた一瞬にして仕事も失って収入も途絶えたという方々が大分いるわけですがけれども、その中で職員の方は、もちろんその時間外手当については決まりがあって、支払える部分はもちろん支払わなくてはならないということは私自身も理解しているわけですがけれども、せめてこういう1,000年に一回の大きな災害があった中で、職員の

方々もやはりその一生のうちにも一回でも、たかが1カ月や2カ月の部分をボランティアの精神で災害復旧に努めた、精神的にはそうだと思うのですが、経済的には基本給をもらって、いわゆる生活給をもらっているわけですから、その辺の辞退もあっていいのかなと考えました。

それから、特にそのボランティアの方々については、いろんな災害ボランティアの方もいますけれども、そのほかにも今回の避難生活の中では多くの区長さんなり、あるいは多くの町民の方々、あるいは炊き出し等においても無報酬の部分で、いわゆる報酬を求めない形でお手伝いされたと思うのですが、その辺はちょっとどのように考えているのか伺います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 職員のまず時間外手当の関係でございますけれども、ご説明申し上げましたが、まず3日間については当然我々もそうですし町民の方もそうですので、被災してから、11日から3日間については特に第一次避難所におりましたので、それらの救助が第一というふうな考え方から、もちろん時間外なんていうのは発生しないというふうなことで対処していただきました。当然そのときは、職員はずっと夜もほとんど寝ないような状態でおりました。それで、1週間なり10日間ぐらいは同じような状態が続いたのですけれども、基本的には金額でいきますと職員はもう時間外の半分になっております。実際上の支給はですね。そういうふうな状況でございます。

それから、炊き出し関係等、婦人防火クラブの皆さん、本当に当初から、まず炊き出し関係は役場の裏手で炊き出しをやる、それから表でおにぎりを握ると職員がやっていたのですけれども、そういうもので各避難所に配達していたというふうなこと。それで、次に逢隈、要するに小学校、中学校に避難した方については逢隈の支所の方で、これまた婦人防火クラブの皆さんに毎日朝晩の食事を提供していただいた。それから、こちら側の吉田は一応自力でやっていたのですけれども、亘理小学校、亘理中学校、亘理高校については中央公民館の方で、これまた亘理地区の婦人防火クラブの方、そして町職員も含めて炊き出しをしていただいたというふうに、本当に感謝し切れないぐらいの長期にわたってやっていただいたというふうに思っております。

その間、亘理地区の区長会の皆さんにお世話になりまして、人員の提供、お手伝

いの提供をそこにしていただいたということで、区長さんにテントを設置していただいたり、それから御飯等を運んでいただいたり、避難所へですね。そういうことも進んでやっていただいたというふうな状況でございます。これについては、本当にボランティアということでやっていただきましたので、非常に頭の下がる思いがしております。本当に感謝しておる状況でございます。なお、それについての云々かんぬんというのは考えてございません。以上です。

議長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今回のページの委託料なのですけれども、ここでさっき説明の中で死体の埋葬という話が説明あったと思うのですけれども、この2,860万の内訳として230体ほどを土葬で埋めた。そして、今後また出てくると思われるのは掘り起こしですね。今後のそれらも含んだこの全体の形なのか、その辺の中身について説明してください。お願いします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 230名は、3月31日現在で死亡された方の人数で押さえております。それで、町内の葬祭業者さんは4社さんありますけれども、4社さんの方をお願いして遺体を角田から火葬場に搬送する分と、それからお棺代と、それから火葬に持っていくときに、あとお骨を入れる納骨の分の骨がめですね。それを含んだ、大体平均7万7,000円に消費税を掛けた分のお金になると思います。それから、土葬に要した、121体ございますけれども、その分の費用で、3月31日で締めております。4月分につきましては、23年度の補正予算でとらせていただいております。それから、6月以降の分については、また別に補正でとらせていただきたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 掘り起こしの分も入っているのですか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） これは22年度分ですので、埋葬したときの金額は入っておりますが、掘り起こしの分は新年度でとらせていただきます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 4ページの教育費、小学校費、小学校トイレ改修事業で荒浜小学校130万円ということなのですけれども、この荒浜小学校の存続等に関して、現時点

でわかることで結構ですのでご答弁いただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 座っていいですよ。教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、被災した荒浜小学校の先行きについてでございます。

今の段階で、まちづくりの協定等もございしますが、それに基づいて考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現段階では結構外観も新しく使える状況にあるわけです。一部破損したわけですがけれども。そういうふうなことで、小学校においては今の段階では修理をお願いして再開したいと思っております。ただ、今後いろんな有識者等々のご意見なんかも参考にして、若干変更の部分もあるかもしれませんが、今の段階ではそういうふうにご覧いただいております。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） その下の図書館図書購入事業なのですが、この悠里館が閉まっています。不便だという声を聞くのですが、悠里館の方はいつ再開されるのか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいま職員が事務処理を進めておまして、6月1日開館ということで進めさせていただいております。ただ、開館の際に、周辺とか屋根がわらをちょっと押さえているとかというのがございますので、十分周りには気をつけて入っていただければと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） この際なので、今荒浜小学校、教育長にご答弁いただいたのですが、荒浜中学校と長瀬小学校の状況に関しても、現時点でわかる範囲で結構ですのでご答弁いただければと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 荒浜中学校につきましても、かなりの被災をして、ご案内のとおり天井あたりまで浸水したわけで、1階は本当に壊滅状態と。体育館もあのとおり老朽化しているものですから、ただ校舎本体については、東京都の方々が来ていろいろ調べていただいたのですが、思ったほど損傷はないと、柱とかですね。そういうことで、小学校同様今後のまちづくりの推移を見ながら、あそこで

いいのかどうか。現時点では一応そこを考えておりますけれども、体育館等については若干考えなければいけないかなというふうに思っております。

それから、長瀬小学校につきましては、約1.5メートルぐらい浸水して、これまた1階が壊滅状態というふうなことです。幸いにも体育館の方には浸水しなかったということで、体育館の方はかなり高くなっているわけでございます。そういうふうなことで、しかも新しいということで、自動車道の東側で、あの辺、長瀬、開墾場は、右側はかなり被害はあったわけでございますけれども、ただあの周辺にも住む方が大分出てきているという話も伺っております。それで、体育館の後ろ側、あそこが、今は駐車場になっておりますけれども、もし校舎を新築するとなれば、その辺を考えざるを得ないのかなと。場所としては、今の段階では現在のところを考えているということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。休憩。

午後0時18分 休憩

午後1時09分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第16 承認第13号 専決処分の承認を求めることについての件

日程第17 承認第14号 専決処分の承認を求めることについての件
日程第18 承認第15号 専決処分の承認を求めることについての件
日程第19 承認第16号 専決処分の承認を求めることについての件
日程第20 承認第17号 専決処分の承認を求めることについての件
日程第21 承認第18号 専決処分の承認を求めることについての件
日程第22 承認第19号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第13、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第22、承認第19号 専決処分の承認を求めることについての以上10件は、関連がありますので一括議題といたします。

承認第10号から承認第19号について、当局からの提案理由の説明を求めます。

まず、承認第10号について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日、平成23年度互理町一般会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次のページをお願いします。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。平成23年度互理町一般会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

このような内容でございまして、その詳しい資料が、別冊で一般会計と特別会計のこの予算書がございます。これについてご説明を申し上げるところでございしますが、この一般会計の予算については震災が起きる前の日に議会の方には上程させていただいて、全体的な概要については私の方からご説明をさせていただいた内容でございます。特別委員会になりましてから、審議については第3款の民生費まで審議をいただいているという状況でございます。

そういう中で、この冊子の説明については、一般会計並びに特別会計の9会計については説明の省略をさせていただいて、現在企画財政課の方で各課に、今回の

この23年度の当初予算に関して事業費の精査をしていただくように、それは6月の定例議会で事業の廃止または組み替え等の必要なものについて、再度補正予算を提出させていただいて承認を受けたいということで、今至急各課の方に通知を差し上げている状況でございますので、それらをご理解していただいて、当然被災地であります荒浜地区とか吉田東部地区については、今年度いろいろな補助事業も採択されているのがありますけれども、まだ3分の1程度が国の方から事業の見合わせということでの連絡が入っているほかは、すべてが入っているわけではないと。そのほかにも、税関係、そして国保税関係、介護保険、後期高齢、それぞれ今後6月において定例議会で減免関係の条例を提案したいということもございまして、恐らく歳入の見込み額が、当初の23年度ですね。本日専決をいただくわけでございますが、恐らくかなりの額が減収が見込まれるということで全体的な精査が今後必要だと思います。特に賦課時期をずらすという税関係とか、あとは特別会計の方の国保、介護、それから後期高齢、これについてはやっぱり6月の定例では間に合わない作業にもなるのではないかとこのように推察されますので、その点にも、できるだけ精査した段階で補正予算を上程させていただきたいということで、今回は申しわけありませんけれどもそういう形で、説明に関しては事前に3月でご説明させていただいたということで寛大な形でご了解をいただければと思っております、以上で説明の方を終わらせていただきます。以上です。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第11号について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第11号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成23年3月31日、平成23年度互理町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

それでは、次ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。平成23年度互理町国民健康保険特別会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第12号について、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日、平成23年度互理町奨学資金貸付特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次ページをごらんください。

専決処分書を読み上げます。

専決処分書。平成23年度互理町奨学資金貸付特別会計予算につきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第13号について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成23年3月31日、平成23年度互理町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書。平成23年度互理町公共下水道事業特別会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第14号について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 承認第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申

上げます。

平成23年3月31日、平成23年度亙理町土地取得特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分書。平成23年度亙理町土地取得特別会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第15号について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第15号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日、平成23年度亙理町介護保険特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

それでは、次のページお聞きいただきたいと思います。

専決処分書。平成23年度亙理町介護保険特別会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第16号について、わたり温泉鳥の海所長の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 承認第16号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成23年3月31日、平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次のページをお聞き願います。

専決処分書。平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算については、平成23年3

月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第17号について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第17号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成23年3月31日、平成23年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。平成23年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第18号について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、承認第18号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成23年3月31日、平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決処分書。平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、承認第19号について、上下水道課長の説明を求めます。上下

水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、承認第19号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成23年3月31日、平成23年度亙理町水道事業会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次のページお開きください。

専決処分書。平成23年度亙理町水道事業会計予算については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響から、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 先ほど説明を省略すると言っていた話ですけれども、ここの中でまず庁舎管理経費、これはプレハブ対応で約3,200万ほどの計上が出ているのですね。この件について、まず一点目は質問します。

今後も、ここに建っているこのプレハブ庁舎で行政事務を執行するつもりなのかということです。そのための当初予算なんかも入っていないと思うのです。この件ではね。そういう考えが一つ。

次は、その下の企画費の15、震災復興事務経費28万円……（「補正予算の分」の声あり）補正予算でしょう、これ。

議長（岩佐信一君） いやいや当初予算です。

9番（鈴木高行君） では、これは当初予算に入っていなかったということでしょうか。

これを説明してもらわなければわからないのだもの。まだこれは説明していないのですか。ああ、それではわかりました。

ただ、当初予算だけでも執行している分でしょう、これはもう。あのプレハブの庁舎は。（「それは補正予算で」の声あり）うん、それは補正ね。おかしいな……。

議長（岩佐信一君） これは当初予算の審議です。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第11号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第12号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 奨学資金貸し付けなのですけれども、審査は年に2回だったでしょうか、ちょっと確認したいのですけれども。何月と何月でしょうか。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 資金貸し付けにつきましては、近年は1回でやっております。というのは、申込者数が年々減っておりますので、4月で1回でやらせていただいています。ただし、ことしは若干こういう震災の関係で、5月に23年度は実施というような状況になっています。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

1 3 番（山本久人君） 4月ということでしたら震災後ということ、3月の震災後に審査があるということで、申込状況はやっぱり例年どおりなのか、それとも数が多いのか。できれば、この震災がある程度落ちつくまで、毎月でも受け付けられたらいいかなものかというふうに私は考えるのですけれども、その辺までご答弁お願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 今のご質問にお答えしますけれども、申し込みの人数、ここ数年間ですけれども、昨年はかなり少なくて4名ほどでした。ことしは、23年度、先ほど申しましたとおり5月に実施をしているわけですが、こちらは約6名ほどです。要するに、10人を超えることがこないということ。それともう一点が、各学校にもこの奨学資金制度というのは、高校とか大学等にもあるわけでございます。そういったことで、そこから借りると、私ら方はダブってお貸しするということはしませんので、そういうことをご説明しているものですから、若干こういう人数にもなっているのかなというふうに思っております。

そして、月ごとということですが、こちらにつきましては事務が煩雑ということにもなりますので、どうかひとつ年1回でご理解を賜りたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

1 3 番（山本久人君） 事務が煩雑というのは大変なことだと思うのですが、この震災後、なかなかいろんな義援金とか、お金は500万落ちるとか250万とか300万とか数字ばかり出てきて実際に口座にはお金が入ってこない状況の中で、この奨学資金、これは生活費に回すお金ではないのですけれども、こういった町の、しかも無利子でやると。それで、この震災を契機に他と多少の重複はこの際認めて、何でもかんでも従前のルールどおりにやるのではなく、多少事務が煩雑になったとしても、この危機的な状況の中で子供さんたちが既に流出が始まって、ある小学

校ではクラスが4分の1減ってしまったというような状況を考えて、町の方でもこの震災に対応した、復旧・復興を考えた奨学金制度というのが今後必要だと思うのですが、その辺をお伺いします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 議員さんのご提案だと思いますけれども、私どもも今後いろいろ皆様のご意見等をちょうだいしながら、そういったものもいろいろ検討の一つとして検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第12号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第13号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第13号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第14号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第14号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第15号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第15号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第15号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第16号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行

います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第16号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第16号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第17号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第17号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第17号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第18号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第18号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第18号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第19号 専決処分の承認を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第19号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第19号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決を終了いたしました。

日程第23 議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第23、議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の

一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますけれども、第2条でございますけれども、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が施行されたことに伴いまして、それにあわせて改正するものでございますが、今回の改正につきましては本則を改正するのではなく、附則に加えて読みかえ規定として改正をするものでございます。

それでは、お手元の資料の新旧対照表を使ってご説明させていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず8ページでございますけれども、右側の方に現行がございますが、先ほど申し上げましたとおり、こちらは本則でございます。こちらについては一切変更はございません。改正はございません。それで、附則の方に加えて改正というふうなことになるのですけれども、読みかえ規定でございますので、この本則の方がないとどの分が変わったのかわからないものですから、一応9ページの右側の方ですが、現行の方に改正分としてアンダーラインを引いておりますが、この本則そのものは改正にはなっておりません。ただ、比較してみるために一応アンダーラインを引いておりますが、このアンダーラインを本則に引かれている分、この分に対して附則の方で読みかえ規定としての改正をされているというふうなことでございます。

それで、この内容でございますけれども、13条の第1項第1号、第2号の方に記載がありますけれども、被災された方々に対しまして、それぞれの被害の状況に応じましてそれぞれの限度額が設けてございまして、150万から350万までの限度額をもつての貸し付けがされるというふうな内容のものでございます。

それでは改正についてご説明をさせていただきますが、9ページの現行、右側、第2号になりますけれども、「災害義援金の償還期間は10年とし、」というふうなことでございまして、読みかえ規定の方ではこれが「13年」というふうなことで改正になります。それから、「据置期間はそのうち3年」というふうなことでございますが、これが「6年」。それから、括弧書きの中でございますけれども、「令第7条第2項括弧書の場合は5年」というふうなことでございますが、これにつきましては「8年」というふうなことで改正になるものでございます。

また、第14条の利率でございますけれども、2段目になりますけれども、「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」というふうなことでございますが、これが「年1.5パーセント」で、さらに括弧書きで加わるのですけれども、「（保証人を立てる場合にあっては無利子）とする」というふうなことで改正でございます。なお、この保証人というのは、民法上という連帯保証人のことを示しております。

それが、左側、改正案の第2条の内容でございます。第2条の第1項が今の内容でございますが、第2項でございますけれども、これは新たに加わりまして、「前項の災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする」というふうなことでございますけれども、これで言うておりますのは、このまず償還免除でございますが、今までは亡くなるか、あるいは重篤な障害、重い障害に陥った場合については免除というふうなことでございますが、今回の改正ではそれに加えまして、被災を受けてから10年間、収入とか財産とかそういったものが被災当時と何ら変わらない状況の場合については減免の対象にするというふうな内容でございます。それから、保証人についてでございますけれども、現行につきましては必ず保証人が必要でございました。ただ、今回の改正につきましては、利率が3.0から1.5に変わったわけですが、その場合にあっては保証人は要らないと。ただ、0パーセントの金利なしというふうなことで借りる場合については、従前どおり保証人が必要だというふうな内容でございます。

それでは議案の方にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず1点ですが、災害救助法との関係で、対象となる災害はどのようなふうになっていますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 激甚災害の指定を受けた地域というふうなことでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 都道府県で災害救助法が一つ以上の自治体が適用された場合、ここで宮城県は今回災害救助法を適用される自治体が1以上ですので適用されていると思います。それで、これは所得制限はあるのですか。どのくらいの所得制限なのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 細かく分かれておりまして、人数によって所得制限が設けられております。それで、1人の場合ですと220万、2人ですと430万、世帯員でございます。3人ですと620万円、4人ですと730万円、5人以上ですと、その730万に1人ふえるごとに30万円を加えた額というふうなことで規定がございますが、ただし特例がございますして、住居全体が全壊ではなくて流出、それから滅失した場合、今回津波の被害がありますので、建物が残っていても全壊というふうな罹災証明の方が出ておりますけれども、その全壊ではなくて、あくまでも流出と滅失ですか、建物そのものがなくなった場合につきましては、今言いました規定にかかわらず所得制限が1,270万以下であることというふうな規定になっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この条例との関係で、災害援護資金ではなくて災害弔慰金について、きょうの河北新報で支給対象が自治体でばらばらだというふうになっております。それは、河北のきょうの記事なのですけれども、亘理町の場合は支給対象というのはどうなっていますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 亘理町の場合につきましては、災害救助法の規定どおりに合わせております。以上でございます。（「だから、どうなっているか具体的に」の声あり）順位と範囲が決まっておりますして、まず配偶者、それから子供、それから孫、それから祖父母、以上でございます。（「親もだよね」の声あり）ああ、すみません。親もでございます。すみません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 亶理町医設置条例を廃止する条例

議長（岩佐信一君） 日程第24、議案第24号 亶理町医設置条例を廃止する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第24号 亶理町医設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

亶理町医設置条例は、廃止する。

附則といたしまして、施行期日。この条例は、平成23年6月1日から施行する。

あわせて、2項におきまして、亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表町医の項を削るといふふうなことで、町医の報酬を定めている欄でございます。

今回の廃止の内容でございますけれども、今まで亶理町医というふうなことで、町内で開業している医師、それから歯科医について町医の委嘱をして続けてまいりましたが、以前は予防接種等々につきまして、町医に委嘱をして接種を行ってきていただいております。ただ、最近につきましてはすべて亶理郡医師会との委託契約というふうなことで、そこで実施していると。それから、各種団体の先

生方をご依頼申し上げる場合につきましても、亶理郡医師会の方からの推薦というふうなことで委嘱させていただいているというのが現状でございます。そういったことで、実際その亶理町医というふうな役職でこちらの方からお願いするものが現実的にないというふうなことがございますし、それから隣接市町村も、お隣の山元町以外、町医というふうなものを設けているところがないというふうなこともございまして、ちょうど今回任期切れというのがあったものですから、それにあわせて今回廃止をさせていただくというふうな内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号 亶理町医設置条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 亶理町医設置条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第25、議案第25号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第25号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げさせていただきます。

平成23年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億9,452万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,752万3,000円とする。

第2条 地方債の補正。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第3条 一時借入金の補正。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を、20億円に変更する。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。

特に説明内容については大きいところだけ説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費294万円の増額補正でございますが、説明の欄で14節の使用料及び賃借料ということで、この額につきましては、新しい課が後ほど条例の一部改正がございますけれども、そのための災害派遣の職員の受入費用等でございます。

次に、2目の文書広報費650万円の増額補正でございますが、これは19節の負担金補助及び交付金ということでの補助金でございます。臨時災害放送局運営補助金ということで650万円。これは、FMあおぞらの方に補助金として補助するものでございます。

次に、5目の財産管理費3,280万5,000円の増額でございますが、これについては庁舎管理経費ということでございまして、特に14節使用料及び賃借料ということで、仮設庁舎プレハブリース料ということで1,900万円でございます。次に、15節の工事請負費ということで、仮設庁舎の電気工事等で1,238万5,000円でございます。特に、これらの経費の中身というのは、電気工事のほかに空調機器設備ということでこういうふうな暖・冷房の設備、給排設備、あと給湯設備、それから今後防災無線室の設置工事も入っております。そのほかに、この西会議室の床の内装工事等が含まれた合計の金額でございます。

6目企画費につきましては、今回64万3,000円という少額でございますが、細目の中に今度は新たに15の細目を設けて、震災復興事務経費ということで復興会議の委員謝礼を今回計上させていただいております。担当課は企画財政課ということになっておりますけれども、今後ここについては新しい課が設置された場合に

は名称が変わる予定になります。

次のページ、15ページ、16ページをお願いしたいと思います。

13目の事務改善費297万5,000円の増額補正でございますが、これについては15節の工事請負費ということで、仮設庁舎関係の電算システムのネットワークの工事費でございます。その金額でございます。

次に、3款民生費2項3目の保育所費1,799万8,000円の増額補正でございますが、これについては大きなものとして保育所管理経費の中の15節工事請負費ということで、荒浜保育所の仮設の園舎建設工事ということで1,513万4,000円を補正するものでございます。その他の経費については、備品等については、今回荒浜保育所は津波によって全壊ということでございまして、ほとんど何もない状態で、かすかに屋根部分が浮いているという状態でございます。何もないということで備品その他でございます。

同じく、3項の災害救助費1目災害救助費でございますが、今回の補正額が16億3,942万6,000円の増額補正になります。説明欄をごらんいただきますと、報酬に関しては、それぞれの委員の報酬でございます。それから、3節では職員手当ということで3,614万4,000円でございます。それから、共済費。それから7節の賃金については、今回2,084万5,000円の臨時職員の賃金を計上しております。これについては、緊急雇用の方での今年度事業ができない分の組み替えを緊急に今回県の指示等がございまして組み替えている内容となっております。11節の需用費ということで3,468万7,000円については、消耗品費、燃料光熱水費、修繕料、医薬材料関係でございまして、これらはいずれも避難所等の経費になっております。

下に参りまして、13節の委託料になります。委託料で総額が3億7,058万8,000円でございます。先ほども22年度の補正第8号でもご説明しましたが、埋火葬関係の委託料、そのほかに福祉避難所の運営委託料。そして、住宅応急修理の委託料ということで600件分、これが最高限度額が52万円ですね。3億6,400万円を計上させていただいております。14節の使用料及び賃借料については避難所関係のリースで、避難所に自炊ができるような形でプレハブを設置しておりますので、これの借り上げリース料が3,765万円でございます。15節の工事請負費についても、この避難所関係の電気、水道、排水工事等の経費ということで651万2,000円

でございます。20節の扶助費でございますが、災害弔慰金ということで10億3,000万円、災害障害見舞金ということで1,875万円でございます。災害弔慰金については500万円の世帯を主とする、世帯主が亡くなった場合の500万円は110人分、その他の方については250万円ということで192人分を見ております。それから、災害見舞金については、それぞれ5人分ずつを見ております。

次に、21節の貸付金。これは、災害援護資金ということで、先ほど弔慰金関係の条例を附則で改正したわけでございますが、150万から350万まで貸し付けできるということで、据置期間が6年、償還期間が15年ということでの金額でございます。これはあくまでも見込み数で一応仮計上をさせていただいている金額が8,000万円でございます。

次に、7款の商工費1項3目観光費で1,354万円の減額については、先ほど災害救助費の方の臨時職員に財源を組み替えておりますので、今年度緊急雇用で実施できない分の経費を減額しております。

次のページ、19ページ、20ページをお願いします。

次に、8款5項1目住宅管理費580万円の増額補正でございますが、これについては15節の工事請負費ということで、仮設住宅の手すり・スロープ設置工事ということで580万円でございます。当然、仮設住宅の経費は全額が県負担でございますが、スロープ等についての設置については限られたところしかやっていないということで、本町の場合に仮設に住む方がやはり高齢者も結構多いものですので、どうしても手すり・スロープの要望があった箇所について設置をせざるを得ないということで、町単独で計上している経費でございます。

その次に、9款消防費1項5目防災費2,710万円の増額補正でございますが、これも同じく本庁舎が今回の地震によりまして崩壊状態ということでございますので、防災無線の工事請負費ということで、移設工事費ということで2,600万円、そのほかに6目の防災対策経費ということで、19節の負担金補助及び交付金ということで、スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除去・設置事業補助金ということで110万円を追加計上させていただいております。

その次に、10款教育費でございますが、10款1項1目教育委員会費ということで360万円については、今回13節の委託料ということで、各避難所から吉田方面、逢隈方面へのスクールバスの運行委託料ということで計上をさせていただいている

ところでございます。

次に、10款2項1目学校管理費、次のページに入ります。特に小学校関係は、長瀬小学校と荒浜小学校が津波によりまして1階の部分がほとんど流出してしまったということで、大きいものについては18節の備品購入費ということで606万8,000円となっております。

次に、3項中学校費の中の1目学校管理費498万3,000円についても、基本的に細節を見ていただきますと、荒浜中学校関係の再開に向けての備品購入費というのが一番大きな金額となっております。

それから、一番下に参りまして、11款の災害復旧費3項、次のページに入りまして、2目の公立学校施設災害復旧費ということで669万7,000円の増額補正でございますが、これについては小学校の災害復旧費の工事請負費ということで145万円、これについては逢隈小学校で昇降口、そして民俗資料室等のガラス補修の工事請負費ということで計上しております。次に、中学校の災害復旧費については同じく15節の工事請負費で、これは吉田中学校の復旧ということで、放送設備、それから床の修繕工事費等で524万7,000円の増額補正でございます。

次に、4項1目の災害廃棄物処理費34億4,420万4,000円の大幅な増額補正でございますが、これについては委託料で、災害瓦れき等の撤去業務委託料ということで6カ月分の31億7,230万4,000円の計上と、需用費の中に燃料光熱水費ということで2億6,590万、これは重機関係で燃料費を別扱いにした委託契約も結んでおりますので、その方がコストが安く済むということもございまして、こういうふうな計上の仕方で増額をさせていただく内容となっております。

最後になりますけれども、12款の公債費1項2目の利子でございます。222万円の増額補正でございますが、これについては今後一時借入金の想定もあるということでの一時借入金の利子ということで、23節の償還金利子及び割引料の額でございます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、9ページ、10ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入関係でございますが、初めに9款の地方交付税1項1目地方交付税でございますが、今回の補正額が1億8,393万円については、今回は特別地方交付税を財源として、今回歳出財源の歳入不足額を特別交付税を充当させていただきました。

特別交付税については、4月8日に本町の死亡者数と行方不明者数で概算交付が3億7,000万ございました。その分で歳出に必要な財源ということで1億8,393万円を今回補正させていただくものでございます。

その次に、13款の国庫支出金1項1目民生費国庫負担金でございますが、5億2,437万5,000円の増額補正でございますが、説明欄でござんのとおり、災害弔慰金の負担金5億1,500万。これは、国の補助が2分の1でございます。次に、災害障害見舞金負担金、これも国の補助が2分の1で、937万5,000円の計上となっております。

次に、4目の災害復旧費負担金ということで470万6,000円については、公立学校の施設の災害復旧費負担金ということで、これは補助率が3分の2ということで所要の額になっております。

その次に、2項国庫補助金6目災害復旧費国庫補助金31億4,182万5,000円でございますが、主なものについては、5節の公共施設等の災害復旧費補助金4,118万6,000円については、庁舎等の災害復旧費補助金ということで、これは3分の2が国から補助されるということでございまして、その経費相当額でございます。次に、6節の災害廃棄物処理費補助金ということで31億50万1,000円でございますが、これについては災害廃棄物の処理費の補助金ということで、これは瓦れき撤去経費等の90%分の補助金を計上したところでございます。

その次に、14款の県支出金1項1目民生費負担金ということで3億4,218万7,000円でございますが、説明の欄の4節の災害救助費負担金ということで、災害弔慰金の負担金が県が4分の1でございます。それから、災害障害見舞金の負担金も同じでございます。それから、災害援護資金負担金については全額が県の負担金ということになっております。

次に、2目の県補助金の、次のページに入りまして、11ページ、10目の災害復旧費県補助金1,170万5,000円の増額補正でございますが、これについては説明欄にありますように、2節の社会福祉施設等災害復旧費補助金ということで、児童福祉施設関係の災害復旧費補助金、これは荒浜保育所関係の仮設等々でございまして、これについては4分の3が県からこども安全基金の方から交付されるということで、4分の3の計上でございます。

次に、3項委託金5目の民生費委託金4億5,293万7,000円でございますが、これ

は3節の災害救助費委託金ということでございまして、この経費の4億5,293万7,000円には、まず応急修理費分が同額ですね。3億6,400万。それから、避難所経費、それから埋火葬費関係、それから福祉避難所経費、そして巡回診療経費等が含まれたものがこの委託金となっております。

次に、16款寄附金1項1目3,363万1,000円の増額補正になっておりますけれども、これは震災復興資金ということで、全国からいろんな方々が寄附を4月1日からいただきまして、154件分3,340万1,000円でございます。それから、児童福祉資金1件、教育費資金2件ということで、この3件についての合計23万円についてはふるさと納税でございます。

次に、19款の諸収入4項1目雑入で1億3,150万円の増額補正でございますが、これについては3節企画財政雑入ということで、一つは宮城県市町村振興協会災害対策支援金ということで1億2,500万円の増額でございますが、これは宝くじの方から来ているお金でございます。それから、臨時災害放送局運営補助金650万円、これはFMあおぞらの方で、これは日本財団の方から全額参る補助金でございます。

次に、20款の町債1項7目災害復旧事業債3億6,690万円については、5節として教育施設災害復旧事業債190万円は、公立学校の災害復旧事業債でございます。それから、6節の災害対策債ということで3億6,500万円については、一つが災害廃棄物処理事業債ということで3億4,450万円、それから公共施設等の復旧事業債ということで2,050万円。これは公共施設ということで、庁舎等の補助金で全額賄えない分は災害起債になりますので、このような形になります。

最後になりますけれども、4ページをお願いしたいと思います。

4ページに、第2表ということで、地方債の補正ということで追加でございます。

まず初めに、公立学校施設災害復旧事業債、190万円の限度額でございます。それから、2番目が災害廃棄物処理事業債、3億4,450万円の限度額でございます。それから、公共施設等の復旧事業債ということで2,050万円の限度額でございます。以上3件が今回追加の地方債になります。起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、18ページです。3款3項1目7節、これと関連で、亘理町は被害に遭った方々の臨時雇用として、一つは亘理町内の海岸の瓦れきの撤去及び道路、側溝の清掃や草刈り、これが一つですよね。もう一つが、支援物資の仕分け、整理、配付、避難所での運営ということですね。避難所での運営補助が1回目にやって20人、そして次が瓦れきの撤去などで20人を雇用しています。

それで今後ですけれども、私は、特にイチゴ農家の方々は収入はなくなるし借金は残ったということで、仕事を確保するのが緊急課題です。これは本当にやらないと大変な事態になります。ですから、今後臨時職員の採用を大規模に進めないでとだめだと思います。それをどのように詰めるのか、まずお伺いします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） これは、まず観光振興経費1,354万円、これをちょっと臨時職員の方に組み替えしたということで、先ほど議員さんが言ったように、この1,354万は最初に採用しました被災箇所への職員の配置、それから物資の配置、物資の仕分けの作業とかですね。その関係でございまして、きのうは瓦れきの関係で20人ほどやったのは、6月の補正の方でまたやる形できのうやったのですけれども、今後、きょうも課長会議の中で緊急雇用対策会議を設けました。その中で、国の方から第一次補正の中で亘理町の方に、この震災の関係の緊急雇用ということで約2億円ほど金が入ってきております。ですから、第三弾、第四弾と緊急の職員とか、また職場、農協さんでもいいのです。こういう被災した方々を採用できるような手法を編み出して、雇用の増進を図っていきたいと考えておりますので、もうちょっとしばらくお待ちいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 2点目です。14ページ、2款1項2目19節ですが、この絡みでFMあおぞらについてですけれども、住民の皆さんが運営している。私は本当にすばらしいと思います。こういう災害のときに一番大事なのが、情報を共有すると、町民全体が情報を共有するということが大事であって、それが一番大事なのですね。一番というか、すごく大事なのです。そういう意味では、FMあおぞらはす

ごく大きな役割を果たしていると思います。

問題は、運営なのです。日本財団から600万来ましたけれども、今後どのようになるのか。国、県を含めて、町も含めて援助する必要があると思います。その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） お答えします。

これは、たまたま日本財団の方から、こういうふうな災害緊急時におけるFMを立ち上げた場合に補助を出すというふうなことで来たのですけれども、この緊急災害時のFMについては通常はこういう補助金がなくて、実はこれの最初のきっかけは、中越の地震をきっかけに中越の方で活躍したNPOさん、脇屋さんという方なのですけれども、その人のお声がかかって1日や2日で立ち上げたというふうな状況でございます。

それで、当然機械の損料とか、その他の消耗品等で、町でもある程度の、財団の補助がなければですね。やっぱり支援をしていかないとまずいのかなというふうなことを思っておりました。たまたま財団の方からこういう支援もございましたので安心しているわけですけれども、ただこの災害の、総務省の方からこの無線の周波数をもらえるのですけれども、それはいつまでももらえるかちょっとまだわかっておりません。とりあえず7月ごろまでは大丈夫なのかなというふうに思っているのですけれども、その災害の緊急放送の無線の許可がいつまで出るのかちょっとまだ明らかではございません。ただ、町の方でも、どの程度までおぞらの方をやっていただくかもまだ決定しておりませんが、その辺長引く場合は、またある程度町の方でも、若干ではございますけれども、支援していかなければならないのかなというふうには思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目です。18ページ、3款3項1目20節です。私は全員協議会でも言いましたけれども、災害弔慰金ですね。通常だと2分の1が国で、県が4分の1、町が4分の1ということになっていて、一回支給して、後から国、県からも来るということになっております。私は、すぐに素早く死亡された方々に弔慰金を支給するというのは、これは人間として当然速やかにやるべきだと思います。8月とか9月とか、これではだめですね。

それで、先ほど特別地方交付税で概算交付されたと言いましたけれども、ここも国に対して概算でいいから速やかに交付してくださいということを強力に言わないと、私はだめだと思います。その点についてもう一回、全員協議会でも話されましたけれども、この場でもぜひ答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、お答えいたします。

今の議員さんのご質問でございますけれども、こちらの方もなるべく早くお支払いをしたいというふうなことで財政課の方とも協議しておりまして、少なくともお盆になるとかというふうなことはないと考えておりますけれども、できる範囲内で早目に前払いでこちらの方から支給をしたいというふうなことで、現在事務を進めております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 追加でございますけれども、やはり国が2分の1、県が4分の1ということでの財源仕分けがありますので、これについてはできるだけ国、県に早く、町の方でも結構大きい億の単位なものですから、概算交付していただきたいということで、なお早目にとということで加えて概算請求をさせていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 何点か質問します。

まず初めに、14ページ、庁舎の管理経費です。ここに、合わせると3,500万ぐらいになると思うのですけれども、この今建っているプレハブの庁舎をいつまでお使いになるつもりなのですか。計画としては。この庁舎で住民サービスをいつまで対応するのかということですか。まず、それが一つ。

それから、その下の方に震災復興事務経費56万円、そして復興会議の委員謝礼28万円。この28万円ですどのような方々を委員に委嘱して、わかりませんよ。偉い方か、識見者か、学者か、一般の方かわかりませんが、この方々にどのような成果品としての対応を求めるのか、成果を求めるのかということの一つ。これで二つ目ですね。

それから、次は保育所経費。荒浜保育所の仮設の建物、この設置場所はどこになるのか。設置場所。今回の震災で荒浜地区については相当打撃を受けているし、

保育所に預ける親御さんが、仮設の建物で保育所をつくっても保護者はどこにいるのか。わざわざ荒浜まで通所させるのか。その辺も調査した結果、このような対応をなされたのか。何人荒浜支所に通うのか。仮設の建物をつくっても。その辺の状況まで把握してこういう補正予算をつくったのか、その辺のこと。

それから四つ目は、今度は防災無線の経費。防災無線が、本庁舎が倒壊して、その機能が失われたということで、別な新たなことを考えているようではけれども、今回の災害で、きのうも荒浜地区の区長さんたちの懇談をしました。聞こえた、聞こえない。指示があった、なし。吉田地区も同じです。吉田浜は「聞こえた」「野地は聞こえなかった。浜吉田東は聞こえなかった」。そのような対応があって、いろいろ不満が出ております。この2,000何がしの金で、これらの分も全部対応できるような防災無線を整備するのか。そういう状況を踏まえてこういう補正予算を組んだのか。これは四つ目です。

それから五つ目として、災害の復旧。この前言ったのですけれども、民間委託か、それとも直接発注かわかりませんが、設計単価の中の人件費、1人当たりの賃金、どのぐらいの賃金で設計単価を組んでいるかわかりませんが、県に委託する場合でも町で直工でやる場合でも、1人当たり8,000円なのか1万2,000円なのか、いろいろ設計単価はあると思います。その中で、委託、それとも請け負った業者が、ちゃんとそのとおりの正規の単価で労働している方々に賃金を払っているか。いろいろな話を聞くと、相当ピンはねしている方もいるのではないかというふうな話も聞こえてきます。そういうところをしっかりと確認していただいて、賃金台帳を提示させるとか、支払明細書を提示させるとか、その辺までこの辺で管理、チェックしていただきたいなど。

この五つを質問します。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 私の方からは、まず庁舎管理経費のプレハブ関係と企画経費での震災復興関係の件と、4点目の防災無線関係の管理経費の2,600万についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、現在このプレハブ対応については、完全に全部が本庁舎を解体するまでの状況には至っていないという状況でございます。それで、現在のプレハブのこの庁舎に関しては、やはり議員さん方もおわかりのとおり天井が低いものですか

ら、やはりちょっとでも暑くなると非常に環境が悪くなると。そのほかに、寒くなれば当然逆の現象も起きるということで、非常に職員の健康に害にならないように、企画財政課としての考え方としては、3年ぐらい何とか頑張って新庁舎建設に持っていければなというふうな考え方で、今現在のプレハブについては、仮設住宅の方の関係の絡みもごございますので、最長でも3年ぐらいを目標に、この仮設で過ごしていかなくてはならないのかなというふうに考えております。

そういうことから、ちょっと経費的に、月額経費が月の中で半分ぐらいずつこのプレハブの量を足しているものですから、一括ではなく追加追加で契約しているものから、その点についてはちょっと額的に割ると非常にやりづらいという点もごございますので、その点についてはご理解いただきたいということと、なかなか建物の本庁舎に入っている機能は、電気設備から初め、それからネット関係の配線初め、いろいろ多種にわたっておりますので結構な経費がかかるという状況で、電気工事等で1,238万5,000円も、これを動かすだけでかかっているという状況については、ご理解をいただきたいというふうに考えています。ですから、3年ぐらいをめどに今は考えているということをご理解をお願いします。

2点目の、亶理町震災復興会議の委員謝礼経費等々でございしますが、この委員の方々については、委員構成は基本的には20名以内ぐらいを検討しております。その中には、今回の場合には甚大な被害を受けたということもございしますので、委員構成の中では学識経験者、それから産業関係、被災者代表、その他必要と認める方ということで掲げておりますけれども、ぜひ議員さん方も、今回の場合にはやっぱり震災はまるっきり違う形でございます、1,000年に一回ぐらいの災害ということでございますので、ぜひ議会の議員さんも何名か代表を参加をお願いしたいと。

それから、この復興会議の目的なのですけれども、亶理町の復興に関して広く有識者の方々、専門家の方々の意見を聴取していくということございまして、この方々に何を求めるかといいますと、基本的には意見を伺うというふうな協議機関ということになっております。それで、一つは東日本大震災の復興に関するようなご意見、どういうふうな方法がいいかということと、2点目が震災復興基本方針、こういうふうな復興方針がいいのではないかという方針を立てていただいて、その意見をいただいて、最終的には亶理町の震災復興計画の、こういうふ

うな復興計画をしたいのだということで意見をいただくという考え方を、今現在当局側では思っております。そういう形で委員会を今後6月の初めから構成してまいりたいというふうに考えています。

それから、関連しますので、保育所関係の経費はちょっと飛ばさせていただいて、4点目の9款の消防費の中の防災無線管理経費で2,600万。この経費については、先ほど鈴木議員がお話ししたように、聞こえるところ、聞こえないところの対応までこの2,600万でやるのかというご質問でございますが、これについてはあくまでも本庁舎の屋上に災害用の無線のアンテナ等を設置しております。それを、今現在こちらの方の東側のコンクリート部分にその施設を落とすということと、2階の防災無線の卓と地震計と、それから全国瞬時地震情報のシステムを全部落とすための経費が2,600万もかかるというふうな状況でございます。

それで、先ほどのこの防災行政無線の今後の改修経費については、23年度の当初予算に、3カ年計画でそれぞれ整備していくということで、本年度の経費も全体で4億3,000万ぐらいの債務負担をとって当初予算で計上しておりますので、そういう形で今後やはりそれらの事業のスタートが、入札が執行できれば始まっていくということで対応するものでございますので、これについてはあくまでも本庁舎から、こちらの方の仮設の方に移しかえるというふうな経費でよろしくお願ひしたいと思います。（「今度は下からになるということだな」の声あり）ええ。高さが、今3階の上の屋上にアンテナがついているものですから、下におろした場合には3階部分までぐらいの高さが必要なものですから、それで必要な高さを持たせて聞こえるような形で対応するというようなものですから、経費が非常にかかるという状況でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、私の方からは、荒浜保育所の仮設園舎の設置場所でございますけれども、現在荒浜保育所の児童につきましては、亘理保育所の方で低年齢児、それから年齢が若干高い児童につきましては中央児童センターの方で分かれて保育の方を行っております。

それで、その設置場所なのでございますけれども、そういったことで近いというふうなこともありまして、あとは施設そのものも広いというふうなことがありまして、現在建設を進めておりますのは、亘理保育所のすぐ北隣の方に駐車場と、それから

ゲートボール場がございます。そのゲートボール場の方を一時お返しいただきまして、そちらの方に建設をして、それで園庭の方もフェンスを回しまして、そちらの方から園庭の方に直接行けるようにするというふうなことで現在進めております。

なお、そのプレハブの方につきましては、仮設園舎につきましては、1歳以上の園児について入っていただくと。それから、ゼロ歳児につきましては、荒浜保育所ではなくて、あくまでも互理保育所というふうなことで登録がえをしていただきまして、互理保育所の中で一緒に保育をしていくというふうな考えでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 瓦れき撤去の委託関係の下請のお話だと思います。これで、一般的な工事の方からまずお話しさせていただきますけれども、工事を元請の方で請け負った場合、その業者が下請をさせる場合には、一部下請の承認願というのを出していただくようになっています。その中で、当然工事費の単価のチェック、それから諸経費のチェックをすべて行います。その中で、適正な価格で下請させているのかどうかというふうなことで確認はさせていただいております。それに基づいて、注文書、請書ですね、契約下請業者の契約の書類も、写しなのですが、それも提出していただいているということでございます。

それで、この下請関係につきましては、毎年国、県の方から通知が出ております。その内容といいますのは、適正な価格で下請の契約を結ぶようにというふうなことで通知が毎年必ず来ております。それを、通知が来た際には、入札する時点で各業者の方にきちんと指導しているという状況でございます。

それから、今回の瓦れき撤去の設計単価につきましては、宮城県のダンプとかバックホーの1日当たりの損料の単価、これを採用しております。それで、このほかに諸経費は当然必要になってくるわけなのですが、通常の工事とかと違って写真管理とか現場事務所とか、それから誘導員とかそういうのは必要ありませんので、経費的には一律現時点で20%を見ていただいております。近隣市町も調べたのですが、名取市はうちの方と同じ単価を使っておりまして、諸経費については25%になっています。岩沼市については、県の単価に最初から諸経費を入れて単価契約をしているという状況。山元町については、ほぼうちの方と同じ単価を採

用しているという状況でございます。

この委託については、下請を恐らく使っている方もいらっしゃると思います。これについては、承認とかそういうのは必要ないということになっておりますので、そういう書類は出させてはおりませんけれども、今後きちんと適正な価格で下請の方に支払いというか、契約をするように指導していきたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 保育所についてはわかりました。

庁舎管理費なのですけれども、これは今財政課長から3年をめどというふうな話の答弁をいただきました。何を根拠に3年というのはわかりませんが、私は。大方このプレハブが3年もつのか、仕事が3年である程度こういう災害が復旧して、スムーズな行政ができるように3年をめどなのか。そうした場合、やっぱり町民の方々もここに来てみて、こういう車の置き方とか、このプレハブの庁舎を見てスムーズに動いているかという、そうではないと思うのです。そうした場合、こういうところで皆さんも仕事をするのは大変だと思うし、もうちょっとやっぱり考えるべきではないかと思うのです。

いずれ、この前にある古い建物も解体、そういう時期にいくと思います。3年後に解体するのか来年解体するのかわかりませんが、解体になったときここにプレハブの庁舎があったら、これは大変危険だと思います。住民の方々に対しても。そう思う、私は。そういうものは全体的に考えて、やっぱりこの建物で3年過ごすというのは大変厳しいのではないかなと私は思うのです。経費もかかりますし。そうした場合、どこか別なところ、平らなところを考える必要があると思います。私から提案するのは、町民体育館をきれいにして、あそこのワンフロアにいろんな課を集めてできれば、町民だっているいろいろな、便利だし、駐車場もあるし、向かいには中央公民館もあるし、そういう使い道もあると思います。隣には武道館だってあるし、やり方によっては、悪いけれども3年、5年はあの公園を駐車場にしたって構わないし、そういういろいろな多機能な持ち方をあそこでできると思うのです。ここではちょっと厳しいのではないかなと私は思うときもあります。経費もかかるし。そういう面を今後考えていただきたい。

そして、なおさら防災無線をここにおろして、3階の高さまで持っていく。ダブ

ルの経費もかかっているのだもの。そういう発想を少し考えてほしいということをおもっています。これは答弁をもらいますね。

それから、今の賃金の話、都市建設課長の話だけれども、孫だったらいいですよ。下請がね。ああ、子供だったらいいけれども、孫、さらにひ孫まで行く可能性だってなきにしも、今のような状況ではね。そうした場合、賃金の管理というのは、1万円で設計単価を組んでおいても下に行ったら5,000円になっている。もらっている人は。それでもハンコついてる。わからないから、仕事が欲しいものだから。そういうような状況に持ち込まないように、やっぱり下に出しても賃金面の支出面は持ってこいと。どのぐらい払っているのだと。欲しい人は、5,000円でも仕事をしますよ。そういうものをきちんと管理したやっぱり緊急雇用を、このような災害のときなので、災害を受けた方々に対しての支出面はそういう面でカバーするという意味でもやっぱり上の方で管理しないと、業者さんには疑うのは悪いのだけれども、下の方の請けになったならば相当そがれて、もらう人は少ない額になってもらっているというのは現状だと思います。そういう話も出てきています。重機にしたってダンプにしたって同じだと思います。

そういうことで、やっぱり皆さんのところでそういうものを管理して、「どのぐらいや」と中間で精算させてみるとか、最後には必ず賃金台帳のコピーを出させるよというふうな指示をして、適正な管理をしていただきたいなど。その辺について答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 第1点目の、仮設のプレハブの庁舎の件なのですけれども、1年または2年、3年、5年というふうなことで、プレハブの方の業者といろいろ見積もりをとったのですけれども、基本的に一番安い方法としては、期間が短いとどうしても高どまりになってしまうということで、一番妥当な線ということで3年を目標にどうでしょうかということで、3年の契約をさせていただいている状況でございまして、議員さんがおっしゃるとおり、今の本庁舎についての北側について、崩壊寸前の部分についての屋上部分のパラペットとか、隣の民家が隣接している関係で非常に危険状態でしたので、そういうものについては取り交わしをさせていただいて、ある程度の危険の回避はさせていただいております。

ただ、今後どういうふうな余震が続くかもわかりませんので、町としてはできるだけ早い時期にあの建物は解体したいなというふうに考えているわけです。やはり解体するというのは、今でも町民の方の駐車場がほとんど確保できていないということで大変ご不便をかけております。そういうことから、あの庁舎を解体することによって、かなりの駐車スペースが確保できるということもございますので、そういう面も考慮しながら、今度のこの震災復興計画の中には、公共施設をどういうふうに今後復旧・復興に向けてしていくかというふうな課題チームをつくっておりますので、そういう中で慎重に検討して、早い時期に、やはりプレハブでは大変だというふうに私も自負しておりますので、ぜひ改善していきたいなというふうに考えていますので、今の段階としての緊急な応急措置としては、ただいま町民体育館、または中央公民館という案も当初移転する際に検討しました。しかし、今よりもやはり中央公民館とか体育館の部分については、今ネットワークの回線が非常にあそこはありません。そういうことから、そういうものを持っていくことによって膨大な経費がかかります。そういうことから、やはり一番経費を少ない方法で現在の庁舎内のネットワークを正常に戻したいということで、ベストな部分については、やっぱり今の場所の一部に仮設をつくった方がいいのではないかというような判断でさせていただいたという状況でございますので、今後は復興計画の中で庁舎建設についても十分な議論をさせていただいて、検討をさせて、前向きに早い対応をさせていただきたいと考えています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 私から、今の件で補足させていただきたいと思います。

まず、執行部としては、現在被災地の復旧・復興が第一義ということで考えております。そんな中で、現在仮設住宅の建設も進んでいるわけですがけれども、その辺のあとつまり何年になるか、おおむね2年とか3年とか言われているわけですがけれども、その辺も踏まえまして、現在庁舎につきましては現在の、先ほど企画財政課長が申したとおり、その辺の復旧・復興の度合いを見ながら検討していくということで、当面はこの庁舎で、町民の方にも不便をかけますけれども、ひとつみんなで辛抱していきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今議員さんがおっしゃったように、下請、孫請で働く方の賃金をきちんとした価格で、単価で支払っていただくというのは当然のことだと私もそう思います。ただ、私も役場に入って30年になりますけれども、これまで元請業者に支払い台帳とかそういうものを求めたことは一切なかったです。それで、国、県からの指導でも、そういうのを提出させなさいというふうな指導も全然なかったのので、果たしてどこまで町として介入できるのかちょっとわからない部分がありますので、この辺の内容については県の方に一度相談をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） では、復興経費について、もう一回伺います。

先ほど課長は、基本方針についての意見を、ここの復興会議から求めたいと。そして、委員は20人ぐらいで、6月初めからやるというふうな話を答弁いただいたけれども、実際この28万円の報酬というのはどこから出てきたのかわかりませんが、このぐらいの額で町民が満足するような復興の基本方針とかが、何回やるかわかりませんが、これも。実際の話。1回やるのか10回やるのか。そういう、何か皆さんに対して、町民の方々は何を求めているかということ、亘理町の対応、復興計画案、ほかの町村から比べれば、まだ全然出ていないよ。今被災した他の市町村は、大体新聞紙上、テレビ、そういうところで公開している。みんな出しているのですね。亘理町さんは、まだです。そして、この対応が28万円だと。費用がね。これでまともなものが出てくるかということなんです。

そういう面で、もうちょっと町民に対する情報公開というのを真剣に考えて、何月何日までにこの委員さんたちにある程度のそいつを出してもらって皆さんに公開しますよと、そういうような答弁を私は欲しかったのです。それが、6月初めから何回やるかもわかりませんが、28万円しかありません。そういう答弁では納得いかないんだね。そこら辺、町長に答えてほしいんだね。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この災害復興会議そのものについては、あくまでも大きな枠の構想を位置づけすると。基本方針そのものについてはその後だということで、これらの復興会議そのものについては、約7月末ころまでにするというので、あくま

でもポイント、ポイントの大きな枠で、今の会議の中では四、五回ぐらいの会議ということで考えておるわけでございます。あくまでも構想。

そして、この委員になる方については、ほかの市町村の報酬等を聞いてみますと、ボランティア的、すなわち特別職の費用弁償等の位置づけも改正しておりません。そういうことで、他の市町村の賃金等を見ますと、1万円程度の本当の謝金という形をとっておるわけでございます。あくまでもここは構想ということでご理解願いたいということでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 瓦れき処分等について質問したいと思いますが、今一生懸命災害復興ということで瓦れき処分をやっているわけですが、前段で瓦れき処分するときずっと分別処理をしてきたと。それで、急に木材のチップ処理をやめた。いつの間にか見たらどこかに機械がなくなっていた。この理由を、まず一つやめた理由が何なのか、それが第一点。

そしてまたもう一つは、頻繁に災害復興ということで、かなりの重機があそこで瓦れき処理をやっているのですが、その通った後の、ダンプの後ろのあおりがないものですから、せっかく運んだやつをぼろぼろ道路に散らかして走っている業者がおります。それで、現場代理人なりいろいろ恐らくつけているはずだと思いますから、道路の清掃といいますか掃除、板なんか危ないのですよね。くぎがかなり刺さっていたりして。そういうひとつ道路の整理ですね。清掃も含めてですが、他の業者なり車が安全に走行できるような、ひとつ道路を確保していただきたい。この辺についてお伺いします。

もう一つは、3点目は、町民の安全ということで、この原発の放射能の問題。なぜ亘理町では測定しないのですかというような意見がいろいろ出ています。きょうの新聞だと、白石と仙台のやつが朝日新聞に載っておりましたけれども、町民の中で福島第一原発からかなり近いねと、亘理は。風向きによってはどうなのですかというふうな質問なり、心配している方が……。そういうことで、亘理町として測定をする気があるのかどうか。ひとつその辺をお聞かせ願いたいと思います。

あともう一つ、4点目。仮設住宅の手すりの問題。これは先ほどの説明ですと、仮設については県の補助でやると。しかし、手すりについては町負担と。それ

で、あるところに行って、「お宅で車いすの方がおるんですか」と言ったら、「いや、うちは全然健常者ばかりで手すりは要らないのですけれども、何か当たってしまった」と。それから、反面「うちの世帯は手すりが欲しくて、行ってみたら手すりがなかったの、それで手すりのあるところを要求しているんだ」というような話があります。その辺の割り振りはどうなっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。以上4点。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） まず、第1点目の瓦れき処分の関係で、チップ処理をどうしてやめたのかということなのですが、瓦れき処理を始めた当初、大きい松の木がかなりあったというふうなことで、まず最初に考えたのが、その置き場所の問題があって、原料化しましょうというようなことが始まりでした。それで、チップにした後、まずその後の有効利用があるのではないかとというようなことで、例えば焼却とかですね。そういう方法もあるのではないかとということでいろいろなところを探したのですが、結果的になかったということなのです。

それで、4月の末ごろになってから、復興計画の中で、海のそばなのですが、防潮堤のそばに、防潮堤があってその陸側、さらにもう一つの波受けといいますか、二重の防潮堤を築いた方がいいのではないかとというふうな案が新聞報道なんかでされてきたのです。その二つ目の防潮堤の下の方に、木材とかそういうような瓦れきを利用して下地にして、その上に土を盛って植林すれば、二重の防潮堤、防波堤ができるのではないかとというふうな話が出てきたのですね。そういうことから、別の有効利用ができる方法もあるのではないかとということ、それから処分先がなかなか見つからなかったということで、4月いっぱいでのチップ化の作業をやめたということです。

そして、もう一つの理由が、この機械の損料がかなり高いのです。幾ら国の補助とはいえ、3台準備したのですが、1カ月1,000万ぐらいかかるような単価なので、そういう理由もあって、4月いっぱい中止したということでございます。

それで、チップ化については、今再度日本水産の方と話し合いを進めています。これについては、町民生活課の担当の方で今現在やっているのですが、幾らかでも持って行っていただいて、焼却というか、燃料の補助にしてもらえないかとい

うことで現在話し合いを進めております。

それから、第2点目なのですが、ダンプの後ろのあおりは、これは外して通っているというのは私たちもわかっていました。それで、落ちていけば、当然ダンプが次々通るわけなので、次の運転手の方とか、そういう人たちがやっているというようなことでちょっと理解していたのですが、そういうふうな危険な状況であれば、もう少し安全に運搬できるような方法を検討していきたいと思います。

ただ、あおりをもとに戻してしまうと、おろすときに一回一回全部外さないといけないのですよ。それよりも安全の方が大事だというのはよくわかるのですが、現場の方では作業効率の方を優先してやっているということだと思いますので、その辺ももっとしっかりですね、ゆっくり走るとか、それから道路の途中途中に見張りを配置するとか、そういうふうな方法も検討をしていきたいと思います。

それから、仮設住宅の手すりなのですが、これは一番最初のスタートの時点で、スロープとか手すりがつくというのはちょっと私の方で理解していなかったのですね。それで、知らないままに入居者をずっと決めていたわけなのですが、このスロープ・手すりについては、全体の2割弱ぐらいしかつけてもらえていないのです。失礼しました。1割しかついていないということなのです。

それで、これがつくということがわかって県の住宅課の方に連絡をしました。もっと設置してほしいという要望があるので、何とかしてもらえないかということで話をしたのですが、これは亘理町さんだけではないよと。それで、県の方では、一回建設してしまえばそこで終わりなのだというような回答しかもらえなかったのですね。そういうことから、入居者の方の説明会を必ず開いていますので、入居前に開いていますので、その際にスロープ・手すりの必要な方については後で連絡をくださいということでお話をしています。そして、その後、入居をされた後に、スロープが欲しい、手すりが欲しいという方については、全員に設置できるように手配しているという状況でございます。

ですから、最初に配置するときに、スロープのついているところに高齢者だけを入れるというふうな方法もあるのですが、今度は部屋の大きさと入る人数とのマッチングと言っているのですけれども、その辺の兼ね合いもあってなかなか思いどおりにできないというのが実情でございます。その辺については、今回の補正予算の中で、後で設置するということをご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、原発関係でございます。

この原発関係につきましては、震災があった1週間ぐらい過ぎてから、要するに放射能が雨とともに亘理町に来るのだというふうなことの情報が錯綜しまして、非常に不安をあおるような状況のお話をどんどん受けたというふうな経緯がございます。町としては、そういうふうな状況というのはつかんでいない。もちろん県のお話からもそういうことはないですよというような話で、例えばそのあれを「危ないんだから逃げた方がいい」とか、そういうものをきちんと皆さんに流すべきだとかというふうな話もございました。

その関係で、少なくとも県の方からそういうふうな、県ではもちろん測定していますので、情報があった場合に皆さんの方にお知らせするというふうなスタンスでいたのですが、最近では河北の新聞の中にも地点地点での測定の結果を公表しているようなのです。あれを見ますと、山元町というのは入っているんですね。それで亘理町が、議員さんがおっしゃるように、何で測定しないのだというふうなお話がよく電話でも聞かれるようになりました。実際は、亘理消防署の付近で測定しております。それで、固定ではなくて、車が来て消防署付近で測定をして、高さが1メートルぐらいの地点で測定しているようです。その結果を、今後、例えばメール、それからインターネット等で公表していった方が、変な話ですが、幾らかは皆さんが安心できるのかなというふうに考えますので、そんなような格好でやっていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 瓦れきの運搬のやつは、後ろのダンプのあおりをとると、確かに作業効率は悪いというのは私も理解できるのです。私は、とるなと言うのではないのです。落とさないで走れということなのですよね、問題は。何か競争しているように、さっき言ったように1日幾らで契約したわけでしょう。例えばの話、30回運ぼうが28回運ぼうが同じだと思うのです。私は。要は、そういうふうによその人に迷惑をかけないで運んでもらいたいということを、ひとつお願いします。

それから、今の最後の放射能の問題。やっぱり、みんなが心配しているのですよ。そのデータがどのくらい安全かというのは、私もよくまだ勉強しておりませ

ん。きょうのように新聞等を見ると、まだここは大丈夫なのだということで、今言ったように風評被害ということで国民の関心が高い。しかし、国民の関心が高いのを、なぜ互理町が取り上げないのだという意見もいろいろあり、何もせつかくのFM放送があるわけですから、例えば毎日じゃなくてもいいです。測定した段階の結果はこうでしたと、それだけで私はいいと思うのですよ。ぜひそちらでやっていただくようお願いをしたいと思います。答弁は要りません。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑は。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） ページが、15ページと18ページになります。

災害救助費ということで、需用費の中身で避難所経費という形で載っていますが、この避難所に入っている方、それから仮設住宅に入っている方、またアパート、賃貸家屋に入っている方、または親戚、兄弟、子供の所有している建物に入っているような全く自立している方、こういう方を追跡調査して、被災者をほとんど把握している状況ですか。この状況を教えてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 正直に言いまして、他町に移られた方、それと……。そうですね、他町の分が追跡されて、追跡されてというよりも、把握していない状況でございます。それから、町内に移られた方については、もうすぐまとまるかと思っております。区長さんに調査をお願いしましたので。それで、仮設と避難所についてはわかっておりますので、実際わからないのは他町の方に移られて、住民移動をすればそれはそれでいいのですけれども、記録上の移動がされていない人についてはちょっと把握できていないような状況でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 仮設と避難所、それからアパートとか賃貸家屋は多分把握していると思いますが、今一番問題になっているのは、親戚とか兄弟とか、それから子供のところに入って、その人たちと賃貸契約ができない。結局子供のもので、あとは親戚のもので、そして、いろいろな情報が入ってこないもので、支援物資、そういうこともできないという人たちがちょっとふえているということを知っているのですが、そういうふうな者にも、自分たちで勝手に行動しているからいいんだというのではなくて、やっぱりきちっとした追跡調査が必要

だと思いますが、その辺。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 正直言いまして、すべて追跡するのはなかなか難しいです。ただ、そういうふうに、要するに支援の手が入っていないですよと、わざわざお電話してくださる方もおります。そういう場合、区長さんを紹介してあげて、区長さんの方に、あるいは区長さんからその人にお電話して、不足している物資なんかについては区長さんがこれこれこういうふうにとまとめているので、お願いして行ってくださいというふうなことで、区長さんの方に電話を入れていただくか、区長さんがその方にお電話を入れて、「こういうことにしているの、どういふものが必要ですか」というふうなことでまとめている区も、あるいはそういう人もございます。

ただ、こういう人がいたのですけれども、仙台から物資を届けてほしいというふうなこともございました。それで、ちょっとその分についてはなかなかできないので、例えば仙台市であれば、仙台市のどこかに入っていれば仙台市の支援が受けられますので、そういうことでお話ししてみてくださいというふうなことで紹介してやったという経緯はございますけれども、町内はある程度区長さんにまとめているので、区長さんから物資が必要な分はだれだれの分を何人分物資の方に行ってもらってくると、そうやって積極的にやってくれている区長さんもおりますので、町内はまあまあいいのかなと。

あともう一点は、こういう人がいました。荒浜ですけれども、やはりそこに入っている人、在宅に戻った人で、なかなかやっぱり今度は区長さんとのコミュニケーションが、区長さんがそこにはいないものですからなかなかとれないというふうなことで、ある人が、「私が代表になって、ここら辺をまとめてやりますので、物資の方に行っていいですか」というふうな人も出てきましたので、そういう人には町の、変な話ですけれども、私のこういうネームプレートみたいなものを、災害支援隊というふうになまえをつけたのですけれども、そういうことでいけばある程度物資は提供してもらえるとというふうな立場をつくりました。

それから、今副町長から言われたのですけれども、土曜日とか日曜日に自衛隊さんが非常に積極的に動いていただいて、ある箇所を何カ所か決めて、そこに行って、あとその周りの、変な話ですけれども御用聞きをして、「不足の物資はど

うでしょうか」というふうなことでやっていただいていることもございます。

そうやって、少しずつですけれども、ある程度支援のあれが届くように何とかやっているというふうな状況でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） これは、14ページになります。瓦れき撤去の委託なのですが、この中に、私どもはプレジャーボートをこの間の災害のときに失っております。また、漁船の持ち主がわからないプラスチック船、これも陸揚げされておると聞いておりますが、そのプラスチックの残渣は、普通であれば県とかそういうふうなところが補正で委託して始まるのでしょうか、そういう持ち主不明、所有者不明のボート、そういう処理はどういうふうになるのですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） 今のプレジャーボートの関係でございますが、その中で今やっているのは、うちの方で今プレジャーボートの関係については大体皆把握しております。その中で、自分で荷揚げしてやるよというのと、もう放棄するという人について、まず申請書を書いてもらっております。ですから、うちの方のプレジャーボートについては、ほぼ完了しております。

また、阿武隈川の小さな小船ですが、あの関係については建設省の方で今桜堤の方に皆揚げております。その中で、ナンバープレートがあってわかる範囲で漁協さんの方に確認してもらっております。その確認をした上で要らないのならば、国土交通省さんの方で一次仮置き場の方に持って行ってもらうと、そういう処理をしております。

いずれ、そういう船については、所在がはっきりしていれば持っていくと。それから、その中で全然不明となれば、それも持って行って瓦れきにしないでほめなのかなと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 19、20ページの教育費についてお伺いいたします。

教育委員会費で、スクールバス運行委託料が計上されておりますけれども、この運行バスを利用するに当たって、これは料金がかかるのでしょうか。また、スクールバスが走っていない地域から学校に通っていらっしゃる子供さんに対して、今後補助的な部分は考えているのでしょうか。2点、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、第1点目のまず料金の件ですが、こちらにつきましては一切いただかない方向で考えてございます。

第2点目の方の運行の方法ですけれども、本日ここで可決していただければ、この予算をもって6月1日から、できればバス3台で町内の仮設住宅すべてを網羅する方法で、路線としては3コースを今考えてございます。その3コースで朝2往復、登校時間ですね。それから下校時間2往復という形で、皆網羅して実施したいということで今計画を練ってございます。

それと、これの周知法等もありますけれども、日にちがございません。皆さんからご了承いただければ、早速6月1日から実施したいということで今進めておりますので、これについてはもしよろしければ早速あしたにでも関係教頭を集めて、その中でこの運行経路等を詳しく説明して、また関係する児童生徒に対して周知徹底を図って、親御さんまで徹底したいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） （「すみません」の声あり）はい。まだ、もう一つ答えていらっしゃらない……。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） すみません。もう一点、補助金の件ですけれども、要するに料金は無料ですので補助金は出す考えはございません。また、よく言われるのですが、山元町の方では補助金を2分の1通学に出しているとかという話がありますが、あちらにつきましては二次避難をしているということから補助金を出しております。亘理町は、二次避難という考え方はございません。当初から避難所をみんな入れるように設けて準備したわけですから、それについての補助金は出さないという考え方でございます。ご理解賜りたいと思います。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） そうしますと、現在岩沼から逢隈小学校等に通っていらっしゃる子供さんもいらっしゃるというふうにお聞きしておりますけれども、そういう子供さんは、スクールバスはもちろん走りませんので、やっぱり実費という、親が責任を持って学校に連れてくるという、そういう形になるのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 当委員会の方では、当初互理から出ていく場合に大体お電話連絡をいただいておりますけれども、その当時につきましては町の方では、こういう特例でございますので、学区外通学を認めているわけですね。要するに、岩沼さんに行っても荒浜小学校に通っていいですよというような学区外通学。その認める条件としまして、責任を持って親御さんが通学をさせるという条件が入っております。それでもってご理解されているものと思っております。

また、蛇足でございますけれども、今回のスクールバスにつきましては、逢隈駅に朝に着く時間に合わせながらバスも回すように考えております。下校も同じでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 私は、二つ質問いたします。

一つは、道路のことについてなのですが、今回の地震で結構陥没したり亀裂が入っている道路がございます。それで、砂利なんかを敷いて応急処置をしているところもあるのですが、町全体とすればかなりの場所がそういう状況にあると思うのですが、その道路についてはこれからどのように修繕、舗装をしていくのかをお尋ねします。

それから、もう一つです。今度は学校の施設の方ですが、今避難所となっております体育館のところなのですが、避難所はいつまで開設をされていて、いつで終わりになるのか。それとあわせて、今運動場が駐車場となっております。ですから、かなりでこぼこになっている状況なので、すぐ子供たちがグラウンドを使えるような状況ではありませんので、そここのところのならずこととか補修ということをどのように考えているのか。

それから、学校の施設の中で、今回の地震で壊れた箇所、例えばプールが使えないような状況になっているというような箇所がどれほどあるのかということと、最後にもう一つです。先ほど小野議員もおっしゃったのですが、放射能のことで、子供たちを外に出すとか遊ばせる、プールに入れる入れないとかというようなことについての危機管理というのでしょうか、そういうことについて教育委員会としてはどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 道路の被災状況なのですけれども、これにつきましては今回の震災で町の方での対応がなかなか難しいということで、宮城県の方にその調査の方を依頼しています。

それで、震災後、一番最初の全員協議会があったときに、私は大した被害はなかったですよというような報告をした記憶があるのですが、その後の調査で常磐線から上の部分、西側の部分ですね。についての被害の調査が現在出ております。それで、この西側の地域につきましては、被害を受けた箇所が18路線ございました。これは3月末での被災状況なのですが、18路線で被害額がおおむね6,070万ほどだというふうなことで県の方から報告を受けております。

その後、4月7日かな。2回目の大きな地震があって、地盤沈下もしているというような状況も報道なんかで聞こえてきましたので、その後再度同じ路線を調査しました。そうしたら、被災の延長、それから面積が大幅に増大しております。それで、このときの被害額がほぼ2億円ぐらいになるのではないかというような調査結果が出ております。

それから、今現在なのですが、津波の被害を受けた路線の方もかなり瓦れきの撤去が進んだということで、こちらの方にも現在調査に入っております。それで、20日現在なのですが、町内のほぼ8割の路線での調査が進んでいるということで報告を受けております。6月上旬ぐらいまでには、全体の被害額がある程度、概算なのですが、見えてくるのではないかと現時点では思っております。

この道路の災害については、国からの補助を受ける制度があります。補助率が3分の2となっております。それで、今後の予定なのですけれども、国の方から災害査定を受けるための設計書作成が出てきます。そして、その後に災害査定を受検するということになります。この災害査定を受検が終わりましたら実施設計の作成、そして発注というスケジュールになるかと思えます。

査定の時期なのですが、現時点ではまだ明確に決まっておられません。それで、この査定から実施設計の作成、発注まで宮城県の方にお願しようということで現在話し合いを行っているところです。それから、発注後の監督については町ということになるかと思えます。ですから、この設計書作成、それから測量関係の委託なんかについても、今後県の方に委託料を支払うような形になるかと思えます。それで、額がまだ決まっていないので、決まり次第補正予算等で対応してい

きたいということで考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 避難所の関係でございますけれども、まだいつというふうな日取りはまだ決めておりません。ただ、私の中では、これは避難所に行って言うてほしくないのですけれども、皆さんちょっと慌てますので、やっぱり6月の中旬ごろをどうなのかなというふうに思っております。ただ、それを避難所に言うてしまうと大騒ぎになりますので、どうかその辺はお願いしたいというふうに思います。

それで、避難所の要するに閉鎖は、仮設住宅のできぐあいにかかってくるわけですね。ただ、仮設住宅のできぐあいなのですけれども、要するに仮設住宅に入らないで、家を直すのに避難所に入っているという人もいますのですよ。そうすると、必ずそういう人たちは残ります。それで、各今五つの避難所にそれぞれ残って、少ない人数で残って避難所を開設していかどうかというのは、これは余り効率もよくございませんので、あとまた夏場にかけて非常に環境が悪くなりますので、その辺の再編は必ず必要になってくるかと思えます。

それで、やっぱり中旬ごろをめぐりに、その辺も一応計画を立てていかなければならないのですけれども、差し当たって仮設住宅にどのくらいどういう人がある程度入れるのかどうかを、きょうあすじゅうに調査する予定にしておりますので、その結果を待って、いつごろに再編して避難所を統合するかということを考えたいというふうに思っております。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、2点目の校庭整備の件だと思うのですが、こちらにつきましては先ほど森課長から言われましたとおり、避難所開設、こちらが閉鎖されて学校の方に返していただければ、早速整備して子供たちが運動できるように対処してまいりたいと学務課では考えております。

次の、3点目の今回の壊れている学校の状況ですが、こちらにつきましては、皆さんもご存じかと思えますけれども、改めて申し上げますが、荒浜中学校につきましては校舎1階が大半壊されております。そして、プールと体育館も同じような状況でございます。さらには、長瀬小学校、こちらにつきましては1階がやはりかなり壊されているという状況になっております。そして、荒浜小学校につき

ましては、1階は壊されているのですが、この前の二つの学校ほどは壊れていないという状況でございます。体育館も新しいということで、そんなに痛まなかったというのが現状でございます。ただし、プールについては、ほぼ全壊に近いのかなというふうに思っております。

そういった状況について、あと各学校については、いろんな亀裂とか、校舎の亀裂とかいろいろあるのですが、これについては先日東京都の職員の協力をいただいて調査していただいております。その結果といたしましては、応急的に早くやらなければ入れないなというのは、やっぱり今言ったように避難している長瀬小、荒浜小、荒浜中学校、この校舎、体育館、その辺が一番大変だろうというふうに言われております。他の学校につきましては、亀裂はありますけれども、一部補修で対応できるのではないかというふうな話を聞いております。そういう状況でございました。

それで、これにつきましては、なるべく早くできるものは修繕したいと考えておりますが、皆さんもご存じのとおりこういう状況でございますので、私ら方は技術屋がおりません。そういったことから、都市建設課さんのご協力をもらいながらやっているのですが、そういった設計がなかなかできないというのも現状でございますので、もう少しお時間をちょうだいしたいと思っております。

それと、最後には、多分子供の遊び場の確保というか安全性ということだったろうと思うのですが、多分放射能のことを言おうとしたのかなと私は思ったのですが、違いますか。（「放射能」の声あり）放射能でいいのですね。はい、わかりました。

それでは、放射能の関係ですけれども、町の方では最初に県知事の方から、たしか各学校に放射能測定器をおあげして、それを測定して共有したデータをとりましようみたいな話はあったように聞いております。ただ、現在としてまだ配布もしてもらっておりませんので、これにつきましてはきのう教育長会議がございまして、うちら方の教育長が出席しております。その会議の中で要望もしましたし、いろいろな話も出てきたのですが、そういったことについてもう一度検討をして、早目の回答をしたいような旨の話がありましたので、それに沿って私たちも対応していきたい。町で買って準備したところ、県の方でまたよこされたというような状況ではまずいものですから、その件を見きわめるための時間をちょう

だいたい、こういうことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 最後のことなのですが、そうしますと各学校、小学校、中学校、それから保育所なんかはどうなのでしょう。簡易線量計というのですか、あれをそれぞれのところに置いて測定をして、それで幾ら幾らになったときは外に出さないとかという、何か今非常に親御さんも神経質になり過ぎるくらい神経質になっているものですから、例えば長袖を着せて半袖は着せないようにするとかというような親御さんもいると聞いておりますので、そこら辺を少し丁寧に対応していただきたいと思うのですが、もう一度ご答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） これにつきましては、ちょっと先ほどもありましたけれども、放射能については町の方でも、先ほども消防署の前でいろんな測定をしているというのも結果も出てきている。それをメール配信とかしてまいりたいという総務課長の話もあった。

学務課としましては、多分学校関係の校庭のことだけを言っているのだろうと思うのですが、保育所の関係は私の方ではちょっと言えませんが、学校の方ではできればその測定器が安価なものであればそろえてもいいのかなというのは当初考えておりました。ただ、先ほど言ったとおり、県の方で準備をするような話を聞いておりますので、その結果を踏まえて動いてみたいということで、その時間をちょうだいしたい。

例えば、保育所の方は私は何も言えませんが、学校の校庭を大体網羅すると、保育所もそんなに遠いところにあるわけではないので大体理解できるのかなというふうに思いますので、その辺で対応してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 放射能の測定関係につきまして、過日、きのうですね。管内の教育長会議がございまして、沿岸部の、特に仙南の沿岸部の方の市町村、2市2町なのですが、やはりそういうふうな放射能を心配する保護者が非常に多く出ているというのが報告されまして、私も、亘理町でも直接教育委員会の方に来るのはな

いのですが、学校の、例えばPTA総会がこの前あったわけです。小中学校の中で。その中で、学校側に放射能についての対応について、学校側の方に質問があったというふうな報告は受けております。

そういう中で、私といたしましては、なかなかこの測定、場所によっていろいろ違うというふうな報告も聞いておりますし、とにかく町独自でなかなかできない問題だというふうなこともございますので、きのう県の方に、放射能について統一的な考え方、それから今後の方針等についてきちとした指示を出してくれというふうな要望は出してきました。それに基づいてそういうものが出れば、それに基づいてやっていきたいというふうに思っているわけでございますけれども、今現在県の教育委員会、先週発表したのですけれども、宮城県内の仙南の学校では数値は安全だと。いわゆる文科省で基準値を出しているわけですが、それよりもかなり下回っているので安全だというふうな新聞報道はなされてはいるわけです。今後そういうふうなことも含めてきちとした見解を出して、今後の方針を示してほしいと。そして、教育委員会の方にも指導してほしいというふうな話をしてまいりましたけれども。

何せ先週だったのでしょうか、今週でしょうかね。福島市内でちょっと大きな動きが出てきたわけでございます。そういうふうなことで、隣接している白石市、あるいはこちらだと山元町あたりが、大分心配する向きの保護者の声が出ているという話は聞いておりますけれども、きのうの新聞によると0.11マイクロシーベルトなのですよ、山元町で。一番多いのが丸森だったでしょうか。飯舘村に近いということがあるのだろうと思うのですけれども。

これはちょっと笑い話になったのですけれども、きのうの朝ですが、亘理中学校で3.2マイクロシーベルトが出たんだという保護者からののがあったのです。亘理中学校で……、そこであり得ないなと思ったら、福島県にも渡利中学校というのがあるのです。それを勘違いした保護者が即学校に、そして教育委員会に来たのですけれども、それは全くの間違いでございまして、今のところ県教委としましては安全だというふうになっているのですが、今後の原発の放射能の動向を見ていけないといけないと思いますので、県の方も最善の方策を考えて、各地区の方にも、あるいは学校にも指導してくるようになるのではないかなと。

やはり、あとは周りの市町村とも連携をとって、情報を収集していきたいという

ふうには考えております。例えば、角田市とか丸森とかですね。もちろん隣の山元町、隣の岩沼市とかですね。それから、柴田町とか。そういうふうな隣接する市町村とも情報を入手していきたい、あるいは情報を共有していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時45分といたします。休憩。

午後3時34分 休憩

午後3時44分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

日程第26 議案第26号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第26、議案第26号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第26号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億492万9,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出から説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

1款1項2目13節委託料の2,430万7,000円の増額につきましては、今回の震災に伴いまして下水道管路の調査、これについてはカメラ調査も含んでおります。それから清掃、それからポンプ場のしゅんせつ等の復旧に伴います委託料を計上したところでございます。工事費につきましては、マンホールポンプの配電盤の設置工事費でございます。

2款1項1目社会資本整備事業費で3億5,010万の減となっております。それで、13節委託料、それから15節工事請負費、22節の補償補填及び賠償金でそれぞれ減額になっております件は、これにつきましては当初予定しておりました地域が主に浜吉田地区、それから箱根田、鳥屋崎地区が大部分を占めておりましたけれども、それが被災したことに伴いまして、本年度の交付金事業を見合わせたことにより減額するものでございます。

次に、収入についてご説明いたしますので、前のページ、9ページ、10ページをお開きください。

3款1項1目下水道事業費交付金1億7,500万円の減、それから7款1項1目下水道事業債1億5,030万円の減につきましては、本年度の交付金事業を見合わせたことに伴いまして減額するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表 地方債補正。変更。起債の目的、公共下水道事業債。限度額、1億9,770万円から1億5,030万円を減額し、4,740万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算
（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第27、議案第27号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第27号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。1款1項営業費用、既決予定額7億2,410万5,000円に420万円を追加し、7億2,830万5,000円に、それから第3項特別損失、既決予定額400万円に1,512万円を追加し、1,912万円にするものでございます。

次のページをお開きください。

収益的支出。1款1項2目配水及び給水費で、備消耗品費、賃借料、材料費で

420万円の増となっておりますが、これは今回の震災に伴いまして、水道施設の応急復旧費用でございます。

3項2目その他の特別損失の1,512万円につきましては、応援給水、それから復旧活動に伴う人件費、それから機械の借り上げ等を見ております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 亘理町課設置条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第28、議案第28号 亘理町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第28号 亘理町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町課設置条例の一部を次のように改正する。

内容については、新旧の対照表、これは10ページ、11ページ、最後のページですね。これでご説明申し上げます。

今回の課の設置ということで、一つの課を設けるわけでございますけれども、これにつきましては今回の災害に基づき、それらの復興計画並びに本部の運営関

係、それから進行管理をやって、それらを実施していく課ということで、「震災復興推進課」を設けたいというふうなことでの提案でございます。課設置条例の新旧対照表を見ますと、第2条に企画財政課がございます。その下に、改正案では震災復興推進課という課を設けることになります。

それで、第3条の事務分掌関係でございますけれども、同じように企画財政課の次に震災復興推進課。事務分掌が、1号が亙理町震災復興本部の運営に関すること。それから、2号が亙理町震災復興計画の策定、進行管理に関すること。それから、3号が復旧・復興に係る総合調整に関すること。4号、その他復興推進に関し必要な事項に関すること。この四つの項目で復興推進課を運営していくというふうな内容でございます。

議案に戻ります。

附則。この条例は、平成23年6月1日から施行するというので、6月1日を目標に課の設置を考えていきたいというふうに思っております。スタッフ的には、県職からの派遣を1名考えております。それから、外部からの職員……。ああ、県職からの派遣が2名、そして他市町村の職員が3名ということで5名、それから亙理町の職員が4名ということで、トータル9名の構成で考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） この課の役割の中で、復興計画の策定がありますね。もちろん復興計画を早く策定するのも大事です。同時に、二つの原則を堅持する必要があります。これは、阪神・淡路大震災の教訓からいえることなのです。

まず一つは、被災者が再出発できる生活基盤を回復する。被災者が生活できるような、再出発できるような生活基盤をつくる。これは何よりも大事です。それは、住宅の確保、仕事の確保、雇用の確保、産業の再生、これをやる必要があるというのがまず第1点目。第2点目は、住民の合意を尊重して、上からの押しつけはやらない。上からの押しつけはやらない。住民の合意を尊重する。この二つを堅持して復興計画をつくる、これが大事です。これは、阪神・淡路大震災の本物の教訓です。この基本的な考え方、理念ですね。どう考えますか。大事なことだよ。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） まず、震災復興推進課の事務分掌の中身の、要するにいわゆる復興・復旧、それらの進行管理も含めて、もちろん計画も立てるのですけれども、ここに載っていないのが、議員さんがおっしゃった生活支援の関係が載っておりません。これにつきましては、この復興計画の計画とあわせて、内部の考え方なのですけれども、生活支援の、その分の後押しの分も、きちんとこの復興推進課の中に入れていくべきかというふうなことでのお話は内部的にはやっております。ただ、今回それをやる、例えばスタッフ等についても、まだそれぞれの担当課でやっておりますので、それらが落ちつきましたら、その生活支援の関係についてもこの推進課の方に持っていきこうかなというふうなことでの計画はございます。一応予定でございますけれども……（「2点目」の声あり）はい。

これは、ちょっと私が答えるのもあれなのですが、当然住民の合意を得ながら計画を立てていくということで、この前も、きのうですか、区長さんの意見を議員さんがお聞きしたように、町の方でも区長さん初め、その他住民の方、それぞれのご意見を聞きながら当然計画に反映させていくというふうなことになろうかと思えます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それで、県の職員の役割ですが、何か全員協議会では、人事にかかわるから余り言いませんけれども、県の職員が課長として来るわけですか。そうになると、私はそうなって懸念されるのは、県の復興計画を被災地に来てやっぱり上から押しつける、そういう仕組みになるのではないかと。それはどうですか。人事だから言いづらいだろうけれども。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 県の職員を課長にというふうな理由は、今のような心配というのは全く考えておりませんでした。といいますのも、県の職員であれば非常に、もちろん我々は県の支援は当然必要にもなってきますし、そういう意味での情報をいち早く出してくれるというふうなことのメリットを考えております。

それで、上から云々かんぬんというあれは、こちらの上にはトップに町長がおりますし、そういうことがないようにやっていきますので、心配ないというふうに思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目です。進行管理の関係なのですけれども、今は当然のことなのですけれども、委員会や審議会はほとんど公開なのですね。亶理町もそうだと思うのですけれども。ですから、振興会議もよっぽどのがなければ原則公開、全面公開。まあ、全面公開の必要はありませんけれども、原則公開という立場は変わらないです。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 公開に関しましては、私は担当課長ではございませんけれども、会議が発足すれば、すべて公開した形でやっていくべきではないかと考えておりますので、議員さんのおっしゃるとおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19 番（安細隆之君） 二、三日前の新聞だったと思うのですが、復興計画について、各市町村の計画について載っていましたが、亶理町については5月末まで基本計画をつくるという中で、この計画については年内まで作成するという話があるわけですが、この予定については変更があるというか、このようなとらえ方でよろしいのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 座って結構です。（「はい」の声あり）企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本方針について、5月末あたりを目標ということで多分新聞記事に掲載されているかも知れませんが、今の状況でいきますと、ちょっと5月末では難しいのではないかと、なぜかという、いろいろと被災した行政区の区長さんと意見を聞く場面を、意見交換会を設けております。それで、1回目が終わりました、2回目ということで、議会の方での行政区長さんとの意見交換会の後に、うちの方でも今後の復興計画の計画がまだ示されない状況でございますから、今後の要するに進捗状況によって協力をお願いしたい点があるということでちょっと説明を加えておりますので、今のところ方針が出るのは6月になってから出るような形ではないかなというふうに、今のところ状況は見ております。以上でございます。

基本方針です。計画については、年内ということで12月を目標に、今のところは早い時期にですね……。 （「課長さん、続けて」の声あり）ちょっと復興計画についてはまだこれからでございますので、方針に関しては、今の状況の中で

は6月ごろを目標に、基本方針の素案を検討していきたいということで考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特に、この復興計画について、年内というような新聞記事もあるし、今の話ですと、内部的にもまだその辺は煮詰めていないのかなと思うし、あるいは町民の方々の声が反映されて日程がぐらついているのかなと思いますけれども、やはり早目に出していかないとだめなのかなと思うのですよ。特に荒浜地区、吉田の東部の方々と話をしていくといった場合、きょうもたまたま昼飯を食べていたときに荒浜の方がいて、ちょうど家も津波をかぶって、1階の分はだめになって2階だけは残っているのかなということで話をしたようですけれども、やはり町の計画がないと、なかなかどうしたらいいかという判断がつかないでいる部分があるのかなと思うのです。それを早く町民の方に、でき上がってから町民の方にお知らせする部分もあると思うのですけれども、予定とすればいつころそういう基本方針を出して、あと計画をつくるのですよということは、やっぱり被災をされている方々に早目に情報を提供しながら、我慢する部分は「いつころまで出しますから、まずもうちょっと待ってください」とか、そういうことをやっていかないと、何も情報は出てこないでは、やはりその住んでいる方々の判断もかなり狂うというか、心の厳しさというのはかなりあると思うのですよ。その辺はどのような考えで計画の中に生かそうとしているのか。その辺は議論されているのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの復興会議、そして今後の復興構想、そして基本計画、それらについては、今までのこの本部会議の中で4回ほど会議を開催させていただいております。そういう中で、やはり町民の方々の意見を吸い上げて、その復興会議、あるいは復興基本計画を策定するということが、現場主義、すなわち被災した方々の意向を十分踏まえなければならないと思っております。

そういう中で、他の市町村では示しておるようでございますけれども、亘理町においては、ご案内のとおり鳥の海を挟んで北側が漁港と観光の地であるということ。そして、南側が吉田浜、大畑浜地区でございますけれども、ご案内のとおり特産品であるイチゴ地帯であるということ。これについては、やはり漁村と観

光、そしてイチゴ地帯ということの位置づけ、それらを一括してするわけにはま
いらないと思っております。

そういう中で、荒浜地区そのものについても、吉田地区においても、現在防潮堤
が全部決壊しております。そういう中で、国、県に対しましても、早く仮設の堤
防をつくっていただきたいということで、6月までには、梅雨どきになりますの
で、それについては麻袋のトン袋という1トンの袋を積み重ねまして2メーター
にする。そして、9月になりますと台風シーズンになる。そういうことから、こ
のトン袋、その布袋の積み上げを5メーターにするということまでには、国、県
からもお墨つきをいただいております。

しかし、最終的な防潮堤の高さの問題、幅の問題、強度の問題、それらについ
ては現時点で国から示されておらないと。それについては、やはりご案内のと
おり、岩手県から福島までの約500キロメートルの海岸を国の方で整備すると、これ
については国土交通省並びに農地海岸等については農林水産省でやる。その連
絡、要するに横の連絡の調整がなかなか進まないということと、その防潮堤の工
事にかかる工事費、何兆円になるか。やはり、その辺の国の方の施策もあると思
います。

そういうことから、これらの対応についても、今月になるか、第二次補正とい
うことで国の方で議会が開催されるようでございますけれども、その裏づけとなる
財源がなければ、やはりその防潮堤の建設、高さの問題、幅の問題、強度の問
題、それらを見越さなければ、私としてもなかなかその復興構想、さらには基本
計画、そして現時点におきましては、ご案内のとおり亘理町におきましては瓦れ
きの量が126万7,000トンということで、亘理町の1年間のごみの収集量が1万
2,000トンでございますので、100年分のごみがあると。そして、まだ半ばであ
ると。瓦れきの撤去。それらについても、ある程度進んでおりますけれども、こ
の瓦れきの撤去については、第一次処理についてはことし中を目標に撤去をしま
いと思っております、重機、そしてトラック等を増強しております。

そういうことから、やはり荒浜の行政区の方々と、きのう議会でも意見交換会
を行ったわけでございますけれども、その中で2回目の会議をさせていただきました。
そういう中で、やはり区長さんの中でも、将来を見越した、100年、1,000年
を見越した、やはり道路そのものについては、街路そのものについては2本だけ

でございます。荒浜は。要するに、荒浜街道といわれる荒浜港築港線、そして荒浜支所の前の東木倉の街路事業、そして特に荒浜の1丁目から5丁目そのものの阿武隈沿いについてはあのように狭隘である、道路が。その道路が荒浜港今泉線ということで県道の道路である。それらについてやはり、そしてまた荒浜小学校の前の道路、あれについても歩道のない道路であるということ。そして、荒浜については、荒浜大通線の都市計画の線も入っておるということで、いろいろと考えておるわけでございます。

そうすることによって、区画整理事業、その場合について果たして住民の了解が得られるか。そして、移転する場合についてはどこに行くのかということでございます。それらについてを、この役場の本部会議の方で4回ほどやっておりますけれども、そしてまた荒浜地区の区長さんには2回ほど、そしてきのうの会議では建築基準法の84条と39条の制度があるわけでございます。39条では、区域の設定、危険区域とはっきり選別するわけでございますけれども、宮城県ではその39条は適用しない。しかし、84条そのものについては、新築、改築、増築、移転、それらについての制限を加えてはどうかということで、きのう荒浜地区の区長さんに申し上げたところ、やはり現在のところ補修もしたい、あるいはリフォームしたいということも考えておりますけれども、将来のまちづくりのためには区画整理事業をやってもいがかというご意見も拝聴したわけでございます。そういうことから、建築基準法の84条については、これについては11月11日までの制限期間を設けての制限区域ということにいたしましたわけでございます。

そしてまた、吉田地区についても、東部地区の行政区長さんと1回会議を開いております。そういう中での、やはり大畑浜、あるいは吉田浜地区については移転という話も出ておるわけでございます。集団移転という。その場合についての移転先等々、そしてどのような区割りをするか。これについても、今後やはり総合的な、このような大津波が来ないようにするためには防潮堤、あるいは二次的な減災を図るための措置、そして住民が移転する場合についてはどの位置に持っていくか。常磐自動車道の上か、あるいは下でもいいのか、そういう問題。

さらには、荒浜地区も、吉田地区におきましても、地盤沈下と言われております。新聞報道では20センチということでございますけれども、4月7日の地震によってさらに地盤沈下が進んだという情報も入っております。そういうことか

ら、国土交通省であります国土地理院に対しまして、1回の計測だけではいかなものかと。やはり、定期的に、月1回とかそういう方法で地盤沈下の内容を町に知らせてもらわないと、復興計画、それらについての位置づけがなかなか難しいと思っております。

しかし、ただいまお話のとおり、早く拙速にやるのも大事ですけども、どの方向づけでいくのか、住民の意向がどこにあるのか、移転する場合はどこに行くのか。それを町の方で線引きをして、ここからは建築できないとかそういう制限を、やはり地元、地域の方々の意見を集約しながら復興・復旧、基本計画を考えるのが私としての考え方でございます。早くやったからいいのか、そして早くやって後で失敗したということのないよう住民の意向を十分踏まえて、これからのこの復興計画書を本年中にできれば作成したいと。

そのためには、やはり意向だけではなくアンケート調査等々もとると。しかし、その場合についても、3割、3割、3割といろいろ分かれると思います。最終的な判断については、減災、すなわち安全・安心なまちづくりのための計画であるので、ご理解願いたいという形にならざるを得ないのかなと思っております。これらについても、きょうの設置条例の中でのこの推進課の中にも、県職員並びに震災を受けた神戸からも職員を、向こうから要請があるわけでございます。さらには、現在亘理町にボランティアとして東京都の練馬区の職員も、将来東京都内においても直下型地震があるので、ぜひこの亘理町の復興のため、あるいはそういうボランティア的な内容を十分承知していただきたいということで、練馬区の区長さんもみずから来て、ぜひ私ら方の職員をこの震災復興推進課の方に位置づけをしてもらいたいという要望もあることから、やはり今後これらの内容等については十分町民の意向を踏まえ、計画等を推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） やっぱ一番町民の方が心配しているのは情報不足なのです。だから、今町長が言ったことを文書でちょっとつくって、細かい部分を今言ったから、その部分をつくって荒浜地区、吉田東部の方々に配っていくと、より情報的に安心感もあるし、今後のまちづくりについても、町ではこういうことを考えているんだとか、そういう部分が見えてくると思うのですよ。その辺はぜひやって

ほしいなと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ただいまは設置条例に関する議題でございますので、それは今後設置した後の問題でございますので。（「考えてやってもらえれば」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） この復興というふうな形になるのですけれども、これではやっぱり一番初めに素案をつくって、構想をつくって、最終的に計画をつくると。そういうような順序で計画を立てられると思うのですよ。ここに出てきている、町で考えている復興本部、庁舎内の復興本部という考え方と、この復興会議、そして今度は推進課というのが出てきたけれども、この復興本部と復興会議の位置づけ、どのような形の位置づけをとられているのか。そして、この推進課に派遣される、今練馬とか兵庫とか宮城県とかという職員の身分というのはどのようになっているのか。そして、この推進課は、この復興本部と会議の中のどのような調整をしていくのか。それらについてお尋ねします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、体制でございますが、震災復興本部の体制でございますけれども、本部長に町長がなりまして、副本部長に副町長と教育長、そして震災復興本部会議ということで各課長、所長等が当たって、現在は企画財政課で事務局を担当しております。その中に、四つの課題解決のためのチーム編成を行っているところでございます。一つは復興企画チーム、二つ目が公共施設整備チーム、そして三つ目が生活安定チーム、四つ目が産業再生チームということで、それぞれ班長、副班長等が参加して、ここでの問題を掘り下げながら復興計画の素案をこのチームで作り上げて、そして素案ができた段階で震災復興本部会議に提案をしていくという形になっております。

そして、外部団体の組織であります震災復興会議については、本部会議等でいろいろと素案が、最終的な方向性が出てきたものに対しまして、学識経験者その他の外部の方々からいろいろと意見をいただいて、それを踏まえてなお検討を加えていくという形で、今後の進み方として三つぐらいの大体4期ぐらいに分けて、復興計画の策定をしていくというスケジュール計画を考えているところでございます。

ですから、基本的には復興会議の位置づけというのは、まず恐らく基本的なグラ

ンドデザインができた段階で、本部でこういうふうなグランドデザインであればよろしいのではないかというふうな案が出れば、最初の復興会議の方には、こういうふうな大きな構想で、復旧・復興に向けた計画を策定したいというふうなことの意見を拝聴していきたいという形になって、それをどんどん煮詰めていくという形になるかと思えます。基本的にはそういうふうな形で、全体の推進に関しては計画を立てているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 質問にあった職員の位置づけというのは、人事的なことでは多分ないような気がするのですが、人事的なよそから来る職員の位置づけは、亶理町職員と例えば県職員、併任発令というふうな形で持っています。それで、お金的には亶理町が負担するというふうな形でやっっていこうかなというふうに思っております。それから、細かい部分はいろいろあるのですが、基本的には併任発令のお金は亶理町持ちというふうなことで人事的には考えております。

それから、さっき推進課の位置づけは、恐らく先ほど言ったチームなり本部の全部まとめもこの課でやりますので、その課で少なくとも頭出しなり、課の要するに計画の概略みたいなものはその課の方でつくり上げて、それをただき台にして、チームなり、次本部、次復興会議というふうな順序でいくのかなと、こんなふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今その派遣される職員の位置づけは大体わかりましたけれども、言われて、プロジェクトチームを四つつくって、それらの総意をまとめて素案をつくと。それが庁舎内の復興本部でやるのだというような話ですけれども、その素案を復興会議の方に提案していろいろ練ってもらう構想。そうした場合、復興会議の方は素案に対していろいろ意見をして、学識経験者とかそういうのも入るのだろうけれども、その方々の意見というのを初めに出してもらおうということは考えないのかな。亶理町には、このような方法等がいいのではないですかと。やっぱり、そのプロ的な考え方を持っている人がいるのだから、この地形、いろいろ類似した地形もあるだろうし、するとそのプロの意見も参考に素案をつくるのか、庁舎内の復興本部でつくるのもいいけれども、ある程度の識見者の意見を聞

いて自分たちの町に合ったようなものを参考にするとか、ほかではこうやっているよとか、そういうものもやっぱり取り入れて、両方が相まっていい素案をつくっていただき台にするとか、そういうことも検討されたらいかがでしょうかと私は思うのです。その辺どう思いますか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 議員さんのおっしゃるように、あくまでもこのチームが全体的にベースとなって動くということだけでなく、今議員さんのおっしゃるように、復興会議の中には学識経験者、特に大学の専門の建築工学なりなんなりを専攻する教授も委員のメンバーとして参加していただくと、または被災者の代表も参加していただくというふうな、非常に幅広い中での会議でございますから、当然そういうふうな方々から意見を聞いて、そしてあとはこの各チームで内容を検討してもよろしいのではないかということで、弾力的に今後対応していきたいなというふうに考えています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） そういう考え方は基本的にいいのですけれども、何でもやっぱり物事はスピードなのですよね。スピードがなくてたらたらやっていたら、皆さんは納得しないということなので、やはり行政を執行する以上は、住民の方々に理解していただけるようなスピード、速さをもって対応をするような、推進課であれ、復興本部であれ、復興会議であれ、その辺を念頭に入れて、皆さん本当にスピーディーにやっていただきたいと思います。実際の話。そのように町長にもお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） スピードは最も大事だと思っております。しかし、町民からの意向、そして各復興会議の内容、そして最も大事なのは防潮堤の高さの問題、強度の問題、幅の問題、それによって集団移転する場合、新たに土地をどのようなデザインをつくるのか。農地、あるいは商業地、あるいは区画整理事業ということでいろいろと考えております。さらには、先ほど企画財政課長が答弁したわけでございますけれども、やはり学識経験者の知識を十分に取り入れ、そして住民の代表の方々の意向を要するに並列で考え方を持って行って、総合的基本計画をつくりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 教育委員会委員の任命について

議長（岩佐信一君） 日程第29、議案第29号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第29号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。住所、亶理町逢隈牛袋字西河原60番地3。氏名、佐藤正行。生年月日、昭和24年12月14日。61歳でございます。

経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和48年3月に宮城教育大学教育学部小学校教員養成課程を卒業され、同年4月から桃生町立桃生小学校を振り出しに、37年間にわたり小学校の教諭、そして教頭及び校長として児童教育の向上や児童の安全保護、健康面の管理などに力を発揮された方でございます。

次のページにございますけれども、そのほかに全国喘息教育研究推進委員とし

て、喘息で苦しむ児童が安全で快適に学校生活を送られるように調査研究を行うことや、学習指導要領作成審議会専門委員などとして鋭意努力された方でありませす。そして、ご案内のとおり、一番下でございます。退職された後に、豊富な知識と経験を買われまして、名取市立本郷幼稚園の園長として、平成22年4月から現在まで勤務されておる方でございますので、よろしく同意方くださいますようお願いを申し上げまして説明といたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第29号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第29号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第30 報告第3号 専決処分の報告についての件

議長（岩佐信一君） 日程第30、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成23年4月20日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告するものでございます。

55ページでございます。

専決処分書。平成23年2月7日に亙理町役場職員駐車場で発生した事故につい

て、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分いたしました。平成23年4月20日、亘理町長。

これにつきましては、駐車場で起きた、この日は風が非常に強い日でありまして、駐車場にある木が倒れてきて、職員の車がつぶれたというふうな事故でございます。

それで、別紙、和解の状況でございますが、和解及び損害賠償の額について。

平成23年2月7日に亘理町役場職員駐車場で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するというので、和解の相手方。・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・。

和解の内容。亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金43万8,097円を支払うものとする。

2号 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 以上で専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第31 大震災復興支援特別委員会の設置について

議長（岩佐信一君） 日程第31、大震災復興支援特別委員会の設置についての件を議題といたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災地震は、かつて経験したことのない強震と大津波により、亘理町を含む東北地方太平洋沿岸部に未曾有の死者、行方不明者を出し、家屋、道路、鉄道などの地域社会基盤を一瞬にして壊滅させ、町民生活はもとより、地域産業に甚大な被害と深刻な影響を与えました。こうした状況を踏まえ、被災者の救済と災害復興に最善の努力を傾注し、一日でも早い町民生活の安定に取り組んでいくことを全議員で確認したところです。

仮称ではありますが、議長を除く19名の議員により、委員長を安細隆之議員、副委員長を佐藤 實議員とする「大震災復興支援特別委員会」を設置し、災害復興

支援に関する調査を行ってきたところであります。

お諮りいたします。

本日の臨時会において、正式に議長を除く委員19名をもって構成する大震災復興支援特別委員会を設置し、災害復興支援に関する調査をこれに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思っております。また、あわせて特別委員会委員長に安細隆之議員、副委員長に佐藤 實議員を選任いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、災害復興支援に関する調査については、議長を除く委員19名をもって構成する大震災復興支援特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすること、並びに特別委員会委員長に安細隆之議員、副委員長に佐藤 實議員を選任することに決定をいたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年5月第32回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまです。

午後4時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 小野 一雄

署名議員 熊澤 勇